

世田谷区子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の
令和 6 年度活動報告について

1 主旨

世田谷区子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」（略称 セタホッと）による令和 6 年度活動報告書がとりまとめられ、このたび区長及び教育委員会に提出されたため、報告する。

2 活動報告書＜令和 6 年度＞の主な内容

(1) 新規相談件数 P 8

3 6 2 件（前年度：3 0 0 件）

(2) 相談の主な内容 P 1 0

相 談 内 容	令和 6 年度	令和 5 年度
対人関係の悩み	85 件（23.5%）	81 件（27.0%）
いじめ	61 件（16.9%）	49 件（16.3%）
学校・教職員等の対応	39 件（10.8%）	43 件（14.3%）
話し相手	32 件（ 8.8%）	0 件（ 0.0%）
心身の悩み	29 件（ 8.0%）	28 件（ 9.3%）
家庭・家族の悩み	25 件（ 6.9%）	29 件（ 9.7%）
虐待	20 件（ 5.5%）	16 件（ 5.3%）

(3) 初回の主な相談者 P 1 1

初回の相談者	令和 6 年度	令和 5 年度
子ども本人	279 件（77.1%）	201 件（67.0%）
母親	67 件（18.5%）	79 件（26.3%）
父親	6 件（ 1.7%）	8 件（ 2.7%）
友だち	2 件（ 0.6%）	2 件（ 0.7%）

(4) 初回（新規）の相談方法 P 1 1

①全体件数（子どもと大人の合計）

初回の相談方法	令和 6 年度	令和 5 年度
電話	144 件（39.8%）	139 件（46.3%）
はがき	127 件（35.1%）	87 件（29.0%）
メール	58 件（16.0%）	66 件（22.0%）
面接	32 件（ 8.8%）	2 件（ 0.7%）
FAX	1 件（ 0.3%）	0 件（ 0.0%）
手紙	0 件（ 0.0%）	6 件（ 2.0%）
合計	362 件（100.0%）	300 件（100.0%）

② ①のうち、子どものみの件数

初回の相談方法	令和6年度	令和5年度
電話	76件 (27.0%)	58件 (28.6%)
はがき	127件 (45.2%)	86件 (42.4%)
メール	48件 (17.1%)	52件 (25.6%)
面接	30件 (10.7%)	1件 (0.5%)
FAX	0件 (0.0%)	0件 (0.0%)
手紙	0件 (0.0%)	6件 (3.0%)
合計	281件 (100.0%)	203件 (100.0%)

(5) 新規相談 (362件)のうち年度内に対応を終了した件数 P 8

248件 ※残りの114件及び令和5年度以前から継続の11件を足した
125件は令和7年度に継続

(6) 委員・専門員の総活動回数 (相談対応先別) P 17

相談対応先	令和6年度	令和5年度
子ども	1,650回 (50.9%)	1,390回 (43.3%)
おとな	807回 (24.9%)	1,218回 (37.9%)
関係機関	785回 (24.2%)	603回 (18.8%)
合計	3,242回 (100.0%)	3,211回 (100.0%)

(7) 権利の侵害を取り除くための申立て等 P 18

- ・申立て：0件 (前年度：0件)
- ・調査：0件 (前年度：0件)

(8) 子どもの権利学習活動 P 42・43

- ・いじめ予防授業 (小学校：8校)
- ・学校教員向け研修 (採用11年目中堅教諭対象の必修研修：1回)
- ・【新規】遊びながら子どもの権利を学ぶイベント (児童館：3館)
- ・【新規】区職員向け研修 (区研修担当課との共催研修：1回)

学校教員向け研修

(講師：せたホッと代表擁護委員
↓ 平尾 潔 (弁護士))

児童館で実施した、遊びながら
子どもの権利を学ぶイベント

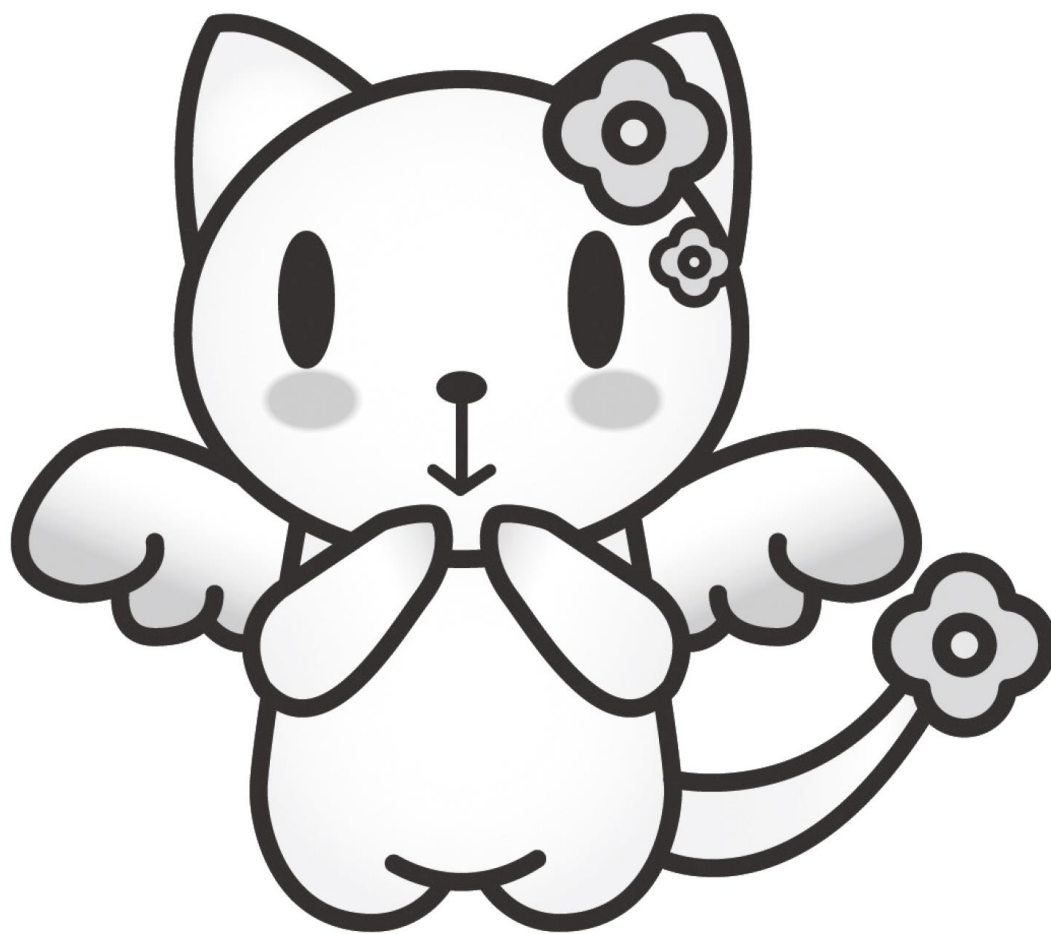
(講師：せたホッと擁護委員
↓ 安部 芳絵 (工学院大学教授) →



3 活動報告会の開催

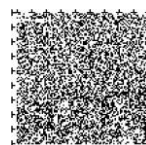
- ・名 称 せたがやホッと子どもサポート 令和6年度活動報告会
- ・日 時 令和7年7月31日（木） 開会18時（開場17時30分）
- ・場 所 子ども・子育て総合センター（宮坂3－15－15）
 3階 研修室〔入場無料、予約不要〕
- ・内 容 詳細が確定次第、区ホームページなどで周知予定

せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈令和6年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの権利擁護機関



〈名称〉：世田谷区子どもの権利擁護機関

〈通称〉：せたがやホッと子どもサポート(略称:せたホッと)

はじめに

代表子どもサポート委員 平尾 潔

令和 6 年度の相談結果

令和 6 (2024) 年度の新規相談件数は362件となりました。過去 2 番目の多さで、毎年度 300件を超える状況が続いています。また、子どもからの相談が77%を超えました。このようなたくさんの子どもたちからの声は、自分の声がおとなに届かないことの悲鳴にも似た響きを持っています。なぜ「せたホッと」は子どもの声を聴き、それをおとなに届けようとするのか。今回はそれを紐解いてみたいと思います。

子どもらしさとは何か

みなさんは、子どもらしい、という言葉から、どんな子どもを連想するでしょうか。お国柄によって違いがあるかもしれませんが、少なくとも日本の社会では、「素直」「元気」「友だちとうまくやれる」「純粋」などといった言葉が並ぶのではないのでしょうか。実際、学校では、そのような趣旨の言葉が学校の目標として掲げられていることが少なくありません。学校の先生だけでなく、親や周囲のおとなたちも、同じような子ども観を持っているのではないかと思います。

では、子どもたち自身は、どう思っているでしょう。「おとなの人に言われたことに素直に従える自分でありたい」「友だちをたくさん作りたい、仲良くしたい」「ウソをつかず、感じたまま言葉に出せる素直さを持っていたい」と考えている子どもがどれだけいるでしょうか。

おとなの目線と子どもの目線は違います。おとなが考える当たり前は子どもの考えるそれと異なります。その事実を踏まえて子どもと向き合うことの大切さは、「世田谷区子どもの権利条例」にもおとなへのメッセージとして謳われています(前文2. 大人へのメッセージ)。

おとなが考える「子どもらしさ」

おとなが考える「子どもらしさ」は、「望ましい子ども」のあり方として、おとな社会が作り上げたものです。子どもが望むかどうかにかかわらず、このような子どもに育ててほしいという型に当てはまる子どもに育つようにと、私たちの社会は努力してきたのだと思います。

ここに表れてくるのは、「子どもを(おとなが考えるような)健全な方向に導き、育てるのがおとなの使命である。」という考え方です。

例えば、「中学生らしい髪型と服装でなければならない」と定めている校則があります。おしゃれをしたい、自分をアピールしたい、という子どもも当然いるでしょうが、学校の先生が考える「中学生らしさ」から外れると、子どもがどのように考えていても「校則違反」と断じられてしまいます。健全ではない、ということですね。

子どもたちは、そのような「子ども観」に自分を合わせるわせることに疲れ、また一方で、その枠からはみ出したともだちを排除したり、攻撃したりします。これまでの、おとなが考えた子ども観に子どもを当てはめることには限界が来ています。

子ども観の「上書き」の必要性

日本は平成6(1994)年に「子どもの権利条約」を批准しましたが、なかなか「子どもの権利」という考え方は私たちの社会に浸透していませんでした。しかし、令和 5(2023)年に「子ども基本法」が施行され、世田谷区でも令和 7(2025)年に「世田谷区子ども条例」が「世田谷区子どもの権利条例」に改正されました。このような流れの中で、子どもの権利を実際に社会に浸透させていこうという機運が、今まさに高まっています。その機運の中で、私たちおとながなすべきは、第一に、「子どもは権利を持っている対等な存在」と認識して接することです。育成の「対象」ではなく、権利を持った対等な人格として接し、その人の持つ権利を尊重して接していく。そういう子ども観の「上書き」が今求められています。

「せたホッと」の役割

「せたホッと」がなぜ子どもの権利を聴こうとするのか。それは、相談してくれる子どもたちは私たちが型にはめて育て上げるモノではなく、ひとりひとりが権利を持った大切な人だからです。その人たちの悲鳴にも似たつぶやきに耳を傾け、望まれればそれをおとなたちに届けていく。その基本を忘れることなく、これからも「せたホッと」は、子どもたちの声に耳を傾けていきます。

も く じ

はじめに 代表子どもサポート委員 平尾 潔

I 世田谷区子どもの権利擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 世田谷区子どもの権利条例への改正に伴う変更	2
2 子どもの権利擁護委員の設置目的、職務	2
3 委員への協力	2
4 対象	3
5 体制	3
6 相談方法等	3
7 相談の流れ(仕組み)	4
8 擁護委員会議	4
9 これまでの経過	5

II 令和6年度の活動状況

1 相談活動の状況	8
2 権利の侵害を取り除くための申立て等	18
3 相談の分析	19

III 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介	26
2 関係機関との連携	36

IV 広報・普及啓発活動

1 広報・普及啓発活動	40
2 子どもの権利学習講座	42
3 視察受入れ	44
4 関係機関との意見交換	45
5 関係機関からのヒアリング聴取	45
6 区立小学校 6 年生、中学校 3 年生への卒業おめでとうカード配布	45

V メッセージ、相談者からの声

1 新子どもサポート委員 上田 美香	50
2 相談・調査専門員	52
3 相談者からの声	54

おわりに 前子どもサポート委員 太田 由加里

VI 参考資料

世田谷区子どもの権利条例	58
世田谷区子どもの権利条例施行規則	65
相談状況の集計推移	68
ホッとにきゅうさい FAX	

I

世田谷区子どもの権利擁護委員 「せたがやホッと子どもサポート」の制度

- 1 世田谷区子どもの権利条例への改正に伴う変更
- 2 子どもの権利擁護委員の設置目的、職務
- 3 委員への協力
- 4 対象
- 5 体制
- 6 相談方法等
- 7 相談の流れ(仕組み)
- 8 擁護委員会議
- 9 これまでの経過

I 世田谷区子どもの権利擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1 世田谷区子どもの権利条例への改正に伴う変更

従来の世田谷区子ども条例（平成13（2001）年12月制定）が、令和7（2025）年4月より「世田谷区子どもの権利条例」に改正されたことに伴い、「せたがやホッと子どもサポート」に関わる部分についても次のような改正を行った。

- (1) 「子どもの人権擁護委員」を「子どもの権利擁護委員」に変更
- (2) 子どもの権利擁護委員の人数を「3人以内」から「5人以内」に変更
- (3) （新設）区は、附属機関としての役割を担い活動する子どもの権利擁護委員の独立性を尊重することを明記した。
- (4) （新設）相談・調査専門員について、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて子どもの権利擁護委員に報告する、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施すると位置づけた。
- (5) （新設）相談や申立てができる対象として、区内在住、在学、在勤でなくとも「世田谷区児童相談所による措置を受けている者」を追加した（「世田谷区子どもの権利条例施行規則」の改正による）。

2 子どもの権利擁護委員（以下、子どもサポート委員）の設置目的、職務

(1) 設置目的

子どもの権利を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

(2) 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関（＊）

＊子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

(3) 職務内容

- ① 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ② 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③ 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④ 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤ 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- ⑥ 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- ⑦ 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧ 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。

3 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

4 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案（子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象）

5 体制

（1）子どもサポート委員 3名

氏 名	所 属 等
平尾 潔（ひらお きよし）	弁護士（第二東京弁護士会）
太田 由加里（おおた ゆかり） ※令和7(2025)年3月31日付で退任	日本大学文理学部特任教授 （児童福祉、スクールソーシャルワーク）
安部 芳絵（あべ よしえ）	工学院大学教育推進機構教職課程科教授 （教育学、子どもの権利条約）

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。

氏 名	所 属 等
上田 美香（うえだ みか） ※令和7年(2025)4月1日付で就任	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科講師 （児童福祉、保育ソーシャルワーク）

（2）相談・調査専門員 5名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。

社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、保育士、幼稚園教員免許、中・高等学校教員免許、キャリアコンサルタントの有資格者など。

（3）事務局

子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。

子ども・若者部 子ども・若者支援課

6 相談方法等

（1）相談方法

ホ ッ ト にきゅうさい

○電 話：0120-810-293 【フリーダイヤル】

○メール・FAX：区ホームページで「せたホット」を検索

⇒せたがやホット子どもサポート「せたホット」のページの「せたホット」に相談するには

メールの場合：メールで相談したいをクリック⇒メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信

FAXの場合：電話・ファクシミリで相談したいをクリック⇒FAX送信用の用紙に相談内容を書いて

03-3439-6777(ホットにきゅうさい FAX)に FAX 送信

○面 接：予約なしの相談も可

○その他：手紙、はがきによる相談も可

（2）相談時間 月曜日～金曜日：午後1時～午後8時

土曜日：午前10時～午後6時（日曜日、祝・休日、年末年始はお休み）

（3）窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階

（小田急線 経堂駅北口より徒歩7分）

7 相談の流れ(仕組み)



8 擁護委員会議

世田谷区子どもの権利条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。令和6(2024)年度は計40回開催しました。

個別ケース対応に関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

令和6年度 擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	4	4	4	5	2	2	2	4	4	4	3	2	40

9 これまでの経過

平成 14 (2002) 年4月	子ども条例施行
平成 17 (2005) 年3月	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成 23 (2011) 年12月	区立校の小学5年生及び中学2年生約 2,600 人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成 24 (2012) 年5月	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成 25 (2013) 年2月	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター(宮坂 3-15-15)にて相談業務を開始
平成 26 (2014) 年6月	「平成 25 年度活動報告書」を発行
7月	平成 25 年度の活動報告会を開催(成城ホール)
平成 27 (2015) 年3月	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6月	「平成 26 年度活動報告書」を発行
7月	平成 26 年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成 28 (2016) 年6月	「平成 27 年度活動報告書」を発行
7月	平成 27 年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成 29 (2017) 年6月	「平成 28 年度活動報告書」を発行
7月	平成 28 年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
平成 30 (2018) 年6月	「平成 29 年度活動報告書」を発行
7月	平成 29 年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和元(2019)年 6月	「平成 30 年度活動報告書」を発行
7月	平成 30 年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
令和2(2020)年 6月	「令和元年度活動報告書」を発行
令和3(2021)年 6月	「令和2年度活動報告書」を発行
6月	専用の相談はがきを作成、区内全中学生に配布開始
10月	令和2年度の活動報告を動画により配信
10月	専用の相談はがきを、区内小学生に配布開始
令和4(2022)年 6月	「令和3年度活動報告書」を発行
8月	令和3年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
11月	令和3年度の活動報告を動画により配信
令和5(2023)年 6月	「令和4年度活動報告書」を発行
7月	子どもサポート委員による、採用11年目中堅教諭向け必修研修開始(年1回)
7月	令和4年度の活動報告会を開催(子ども・子育て総合センター)
9月	令和4年度の活動報告を動画により配信
令和6(2024)年 6月	「令和5年度活動報告書」を発行

6月	全区立小学校に相談はがきを常時設置開始
6月	広報用カードの小学生用を作成、配布開始
7月	令和5年度の活動報告会を開催（子ども・子育て総合センター）
9月	令和5年度の活動報告を動画により配信
11月	児童館で実施する、遊びながら子どもの権利を学ぶイベント開始（年3回）
12月	子どもサポート委員による、区職員向け子どもの権利研修開始（年1回）
令和7（2025）年 4月	子どもの権利条例（子ども条例を改正）施行 子どもの人権擁護委員を、子どもの権利擁護委員に名称変更

Ⅱ

令和6年度の活動状況

- 1 相談活動の状況
- 2 権利の侵害を取り除くための申立て等
- 3 相談の分析

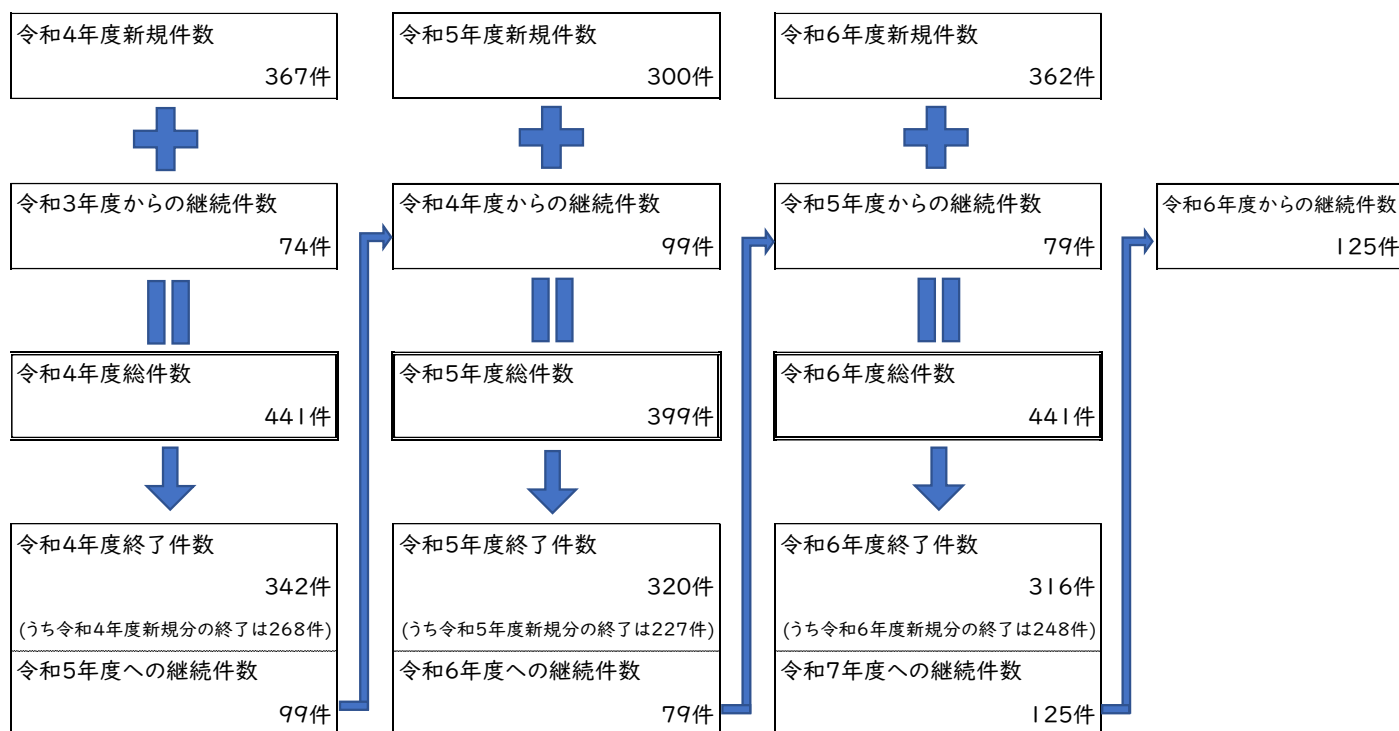
Ⅱ 令和6(2024)年度の活動状況

1 相談活動の状況

令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの相談活動の状況は、令和5(2023)年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

(1) 相談の状況

令和6(2024)年度の新規件数は362件でした。令和5(2023)年度からの継続件数は79件だったため、令和6(2024)年度は、合計で441件の相談対応をしました。令和7(2025)年度へ継続する件数は125件になりました。



(2) 令和6(2024)年度の新規件数

令和6(2024)年度の新規件数362件の月別・相談者別の内訳は以下のとおりです。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	11 (3.0%)	5 (1.4%)	16 (4.4%)
5月	8 (2.2%)	6 (1.7%)	14 (3.9%)
6月	25 (6.9%)	9 (2.5%)	34 (9.4%)
7月	23 (6.4%)	7 (1.9%)	30 (8.3%)
8月	7 (1.9%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)
9月	10 (2.8%)	11 (3.0%)	21 (5.8%)
10月	12 (3.3%)	6 (1.7%)	18 (5.0%)
11月	96 (26.5%)	4 (1.1%)	100 (27.6%)
12月	31 (8.6%)	8 (2.2%)	39 (10.8%)
1月	8 (2.2%)	5 (1.4%)	13 (3.6%)
2月	37 (10.2%)	9 (2.5%)	46 (12.7%)
3月	13 (3.6%)	10 (2.8%)	23 (6.4%)
合計	281 (77.6%)	81 (22.4%)	362 (100.0%)

(3) 令和6(2024)年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数 362 件に令和5(2023)年度からの継続件数 79 件を加えた 441 件について、延べ相談回数 1,311 回(初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどによる相談回数)、相談者への活動回数 1,146 回(「せたホッと」から相談者に対して連絡を行った回数)、関係機関との活動回数 785 回(学校や区の他部署等とのやり取りを行った回数)、そのすべてを合わせた総活動回数は3,242 回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

なお、令和5(2023)年度の総活動回数は 3,211 回でした。

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	48 (1.5%)	34 (1.0%)	82 (2.5%)	37 (1.1%)	21 (0.6%)	58 (1.8%)	41 (1.3%)	181 (5.6%)
5月	43 (1.3%)	40 (1.2%)	83 (2.6%)	46 (1.4%)	35 (1.1%)	81 (2.5%)	56 (1.7%)	220 (6.8%)
6月	62 (1.9%)	48 (1.5%)	110 (3.4%)	43 (1.3%)	30 (0.9%)	73 (2.3%)	36 (1.1%)	219 (6.8%)
7月	63 (1.9%)	32 (1.0%)	95 (2.9%)	59 (1.8%)	19 (0.6%)	78 (2.4%)	49 (1.5%)	222 (6.8%)
8月	36 (1.1%)	23 (0.7%)	59 (1.8%)	42 (1.3%)	29 (0.9%)	71 (2.2%)	43 (1.3%)	173 (5.3%)
9月	59 (1.8%)	36 (1.1%)	95 (2.9%)	57 (1.8%)	35 (1.1%)	92 (2.8%)	61 (1.9%)	248 (7.6%)
10月	45 (1.4%)	27 (0.8%)	72 (2.2%)	49 (1.5%)	11 (0.3%)	60 (1.9%)	32 (1.0%)	164 (5.1%)
11月	201 (6.2%)	34 (1.0%)	235 (7.2%)	97 (3.0%)	18 (0.6%)	115 (3.5%)	98 (3.0%)	448 (13.8%)
12月	98 (3.0%)	40 (1.2%)	138 (4.3%)	121 (3.7%)	36 (1.1%)	157 (4.8%)	90 (2.8%)	385 (11.9%)
1月	59 (1.8%)	29 (0.9%)	88 (2.7%)	73 (2.3%)	24 (0.7%)	97 (3.0%)	65 (2.0%)	250 (7.7%)
2月	63 (1.9%)	46 (1.4%)	109 (3.4%)	82 (2.5%)	42 (1.3%)	124 (3.8%)	93 (2.9%)	326 (10.1%)
3月	83 (2.6%)	62 (1.9%)	145 (4.5%)	84 (2.6%)	56 (1.7%)	140 (4.3%)	121 (3.7%)	406 (12.5%)
合計	860 (26.5%)	451 (13.9%)	1,311 (40.4%)	790 (24.4%)	356 (11.0%)	1,146 (35.3%)	785 (24.2%)	3,242 (100.0%)

※令和5(2023)年度からの継続件数79件を加えた 441 件に対する回数

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
令和6年度	860 (26.5%)	451 (13.9%)	1,311 (40.4%)	790 (24.4%)	356 (11.0%)	1,146 (35.3%)	785 (24.2%)	3,242 (100.0%)
令和5年度	731 (22.8%)	660 (20.6%)	1,391 (43.3%)	659 (20.5%)	558 (17.4%)	1,217 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)

(4) 相談状況の詳細と前年度との比較

① 相談内容

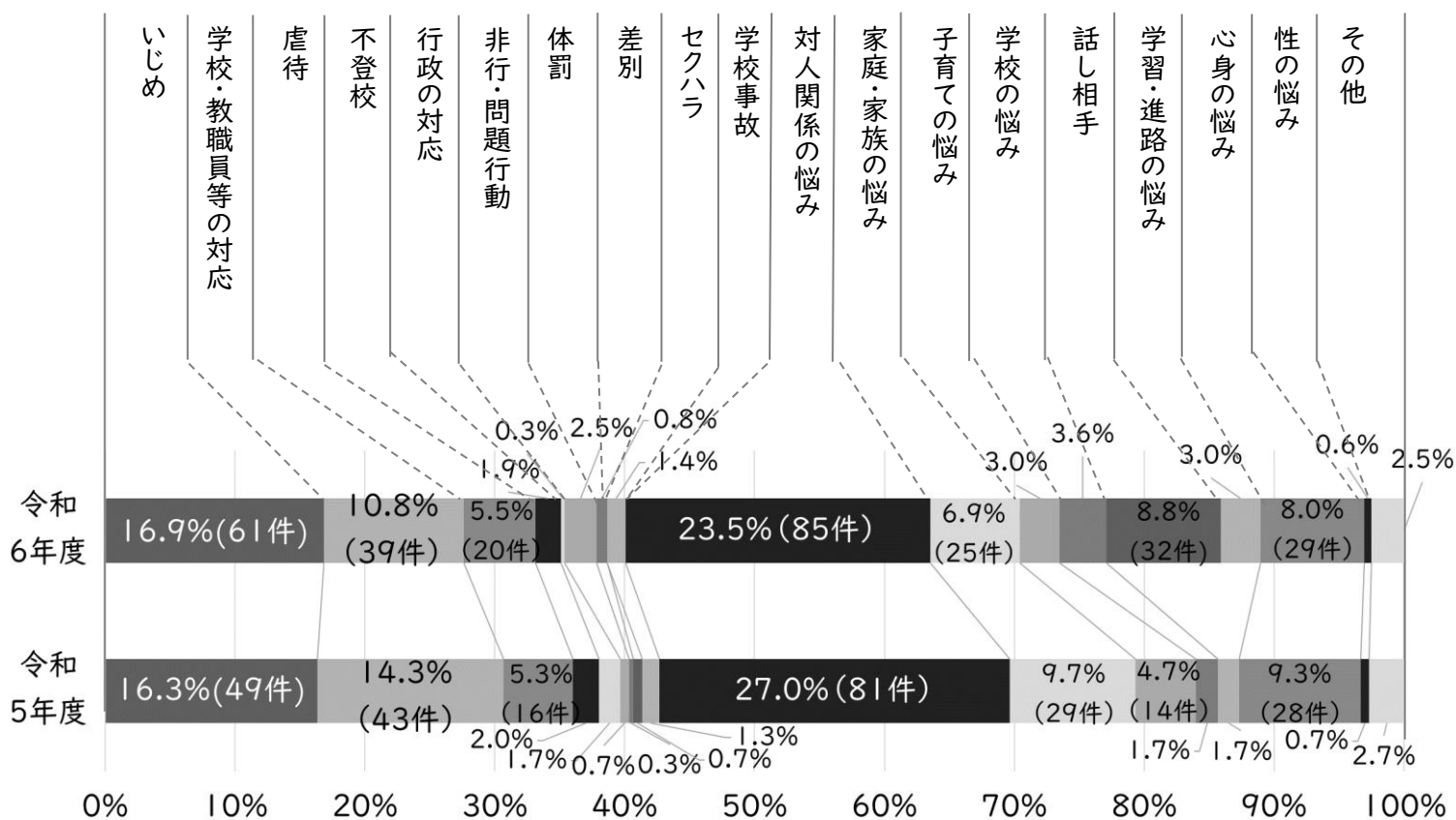
令和6(2024)年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(85件、23.5%)でした。次いで、「いじめ」(61件、16.9%)、「学校・教職員等の対応」(39件、10.8%)、「話し相手」(32件、8.8%)となりました。

令和5(2023)年度との相談割合を比べると、「学校・教職員等の対応」は減少していますが、「いじめ」や「非行・問題行動」、「学校の悩み」、「学習・進路の悩み」など、学校に関する相談が増えています。また、「家庭・家族の悩み」は減少しましたが、「虐待」の相談が増えています。「話し相手」が大幅に増加しているのは、いくつかの学校で実施した「出張相談会」(p.18参照)の影響が大きいです。

表① 相談内容

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
61 (16.9%)	39 (10.8%)	20 (5.5%)	7 (1.9%)	1 (0.3%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
85 (23.5%)	25 (6.9%)	11 (3.0%)	13 (3.6%)	32 (8.8%)	11 (3.0%)	29 (8.0%)	2 (0.6%)	9 (2.5%)	362 (100.0%)

図① 相談内容の比較グラフ



② 初回の相談者

令和6(2023)年度は、子どもからの相談は、「本人」からが279件(77.1%)、「友だち」からが2件(0.6%)を合わせた281件でした。おとなからの相談は、「母親」(67件、18.5%)、「父親」(6件、1.7%)、「祖父母」(1件、0.3%)、「関係機関」(2件、0.6%)、「その他」(5件、1.4%)を合わせた81件となりました。

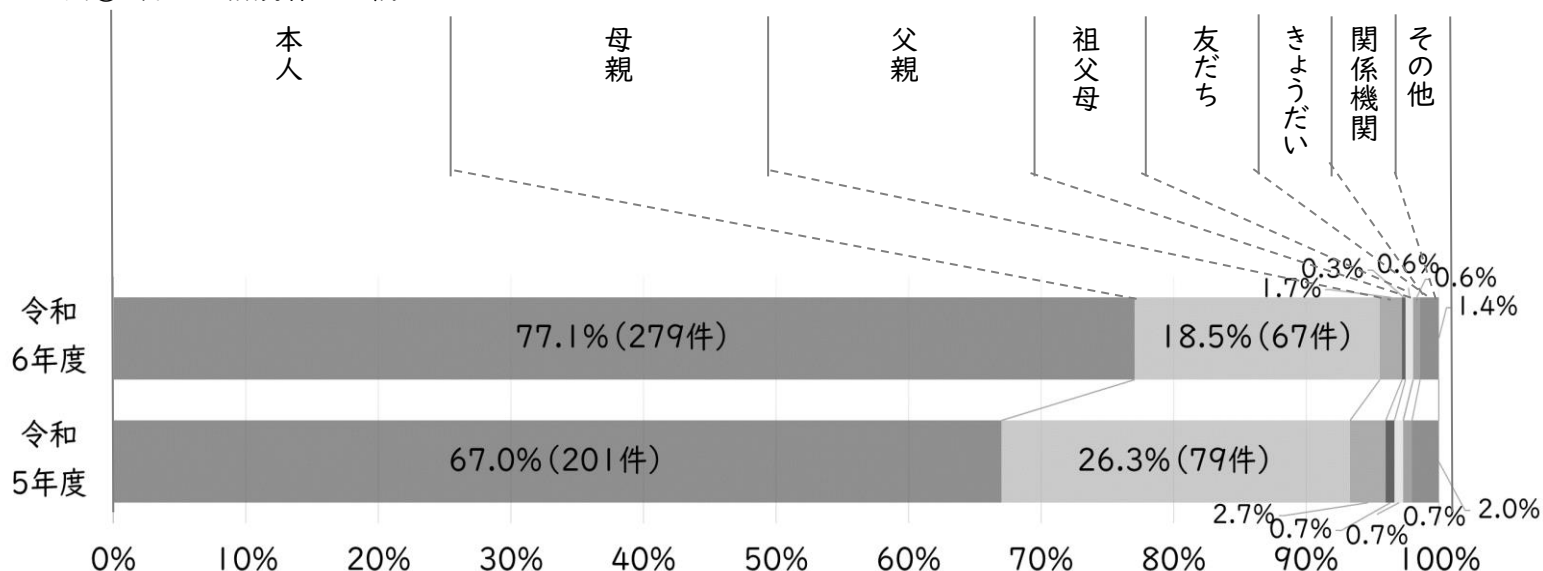
令和5(2022)年度に比べ、子どもからの相談の割合が増えている一方、母親や父親といったおとなからの相談が減っています。

「関係機関」は「相談支援事業所」と「保育園」です。「その他」の内訳は、「他の子どもの保護者」や「近隣の方」、「こども食堂」などでした。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
279 (77.1%)	67 (18.5%)	6 (1.7%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	5 (1.4%)	362 (100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



③ 初回の相談方法

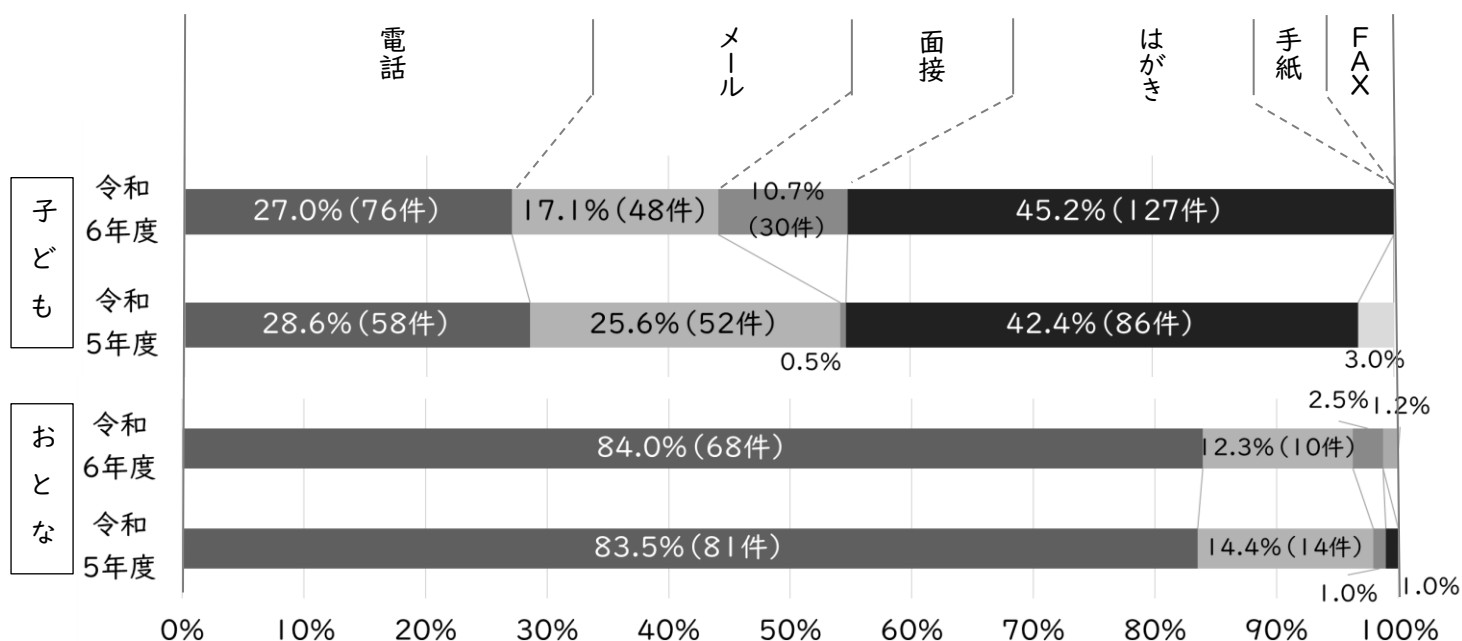
初回の相談方法は、「電話」が144件(39.8%)で最も多く、次いで、「はがき」(127件、35.1%)、「メール」(58件、16.0%)、「面接」(32件、8.8%)、「FAX」(1件、0.3%)の順となりました。「手紙」での相談はありませんでした。

子どもからの初回相談は、「はがき」(127件、45.2%)と「面接」(30件、10.7%)が増加しました。「面接」は「出張相談会」によるものが多くを占めています。おとなからの初回相談は、「電話」(68件、84.0%)が8割以上と最も多くなっています。

表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	76 (27.0%)	48 (17.1%)	30 (10.7%)	127 (45.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	281 (100.0%)
おとな	68 (84.0%)	10 (12.3%)	2 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	81 (100.0%)
合計	144 (39.8%)	58 (16.0%)	32 (8.8%)	127 (35.1%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	362 (100.0%)

図③ 初回の相談方法の比較グラフ



④ 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属では、「小学校」に在学している子どもに関する相談が全体の7割5分以上（277件、76.5%）となりました。次に「中学校」（58件、16.0%）、「高校等」（20件、5.5%）、「未就学」（4件1.1%）となりました。

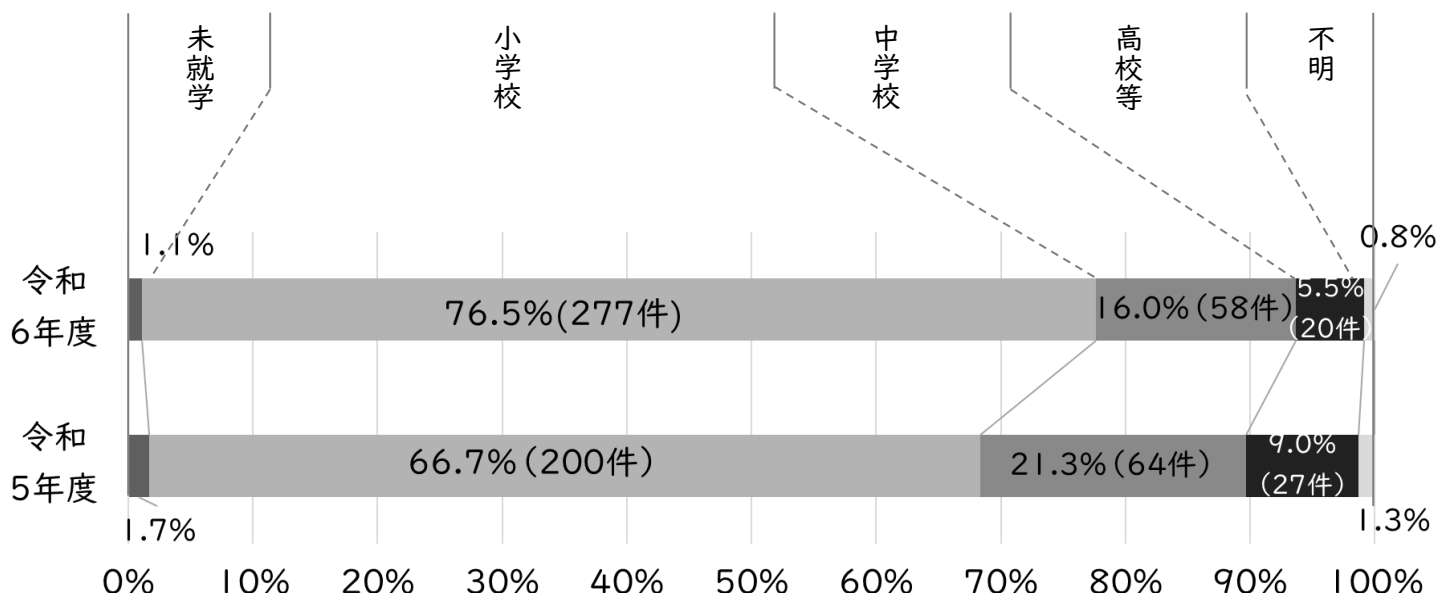
令和5（2023）年度と比べると、「小学校」の相談が増えている一方で、「中学校」や「高校等」の相談が減少しています。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校等	不明	合計
4 (1.1%)	277 (76.5%)	58 (16.0%)	20 (5.5%)	3 (0.8%)	362 (100.0%)

図④ 子どもの所属の比較グラフ



⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学校5年」(52件、14.4%)でした。次いで、「小学校3年」(47件、13.0%)、「小学校4年」(46件、12.7%)、「小学校2年」(42件、11.6%)、「小学校6年」(41件、11.3%)となりました。

令和5(2023)年度と比べ、「小学校2年生」から「小学校6年生」までの全ての学年で相談割合が増加しました。また、「中学校1年生」の相談割合も増加しています。一方で、「中学校2年生」以降の学年は、減少もしくは横ばいとなっています。

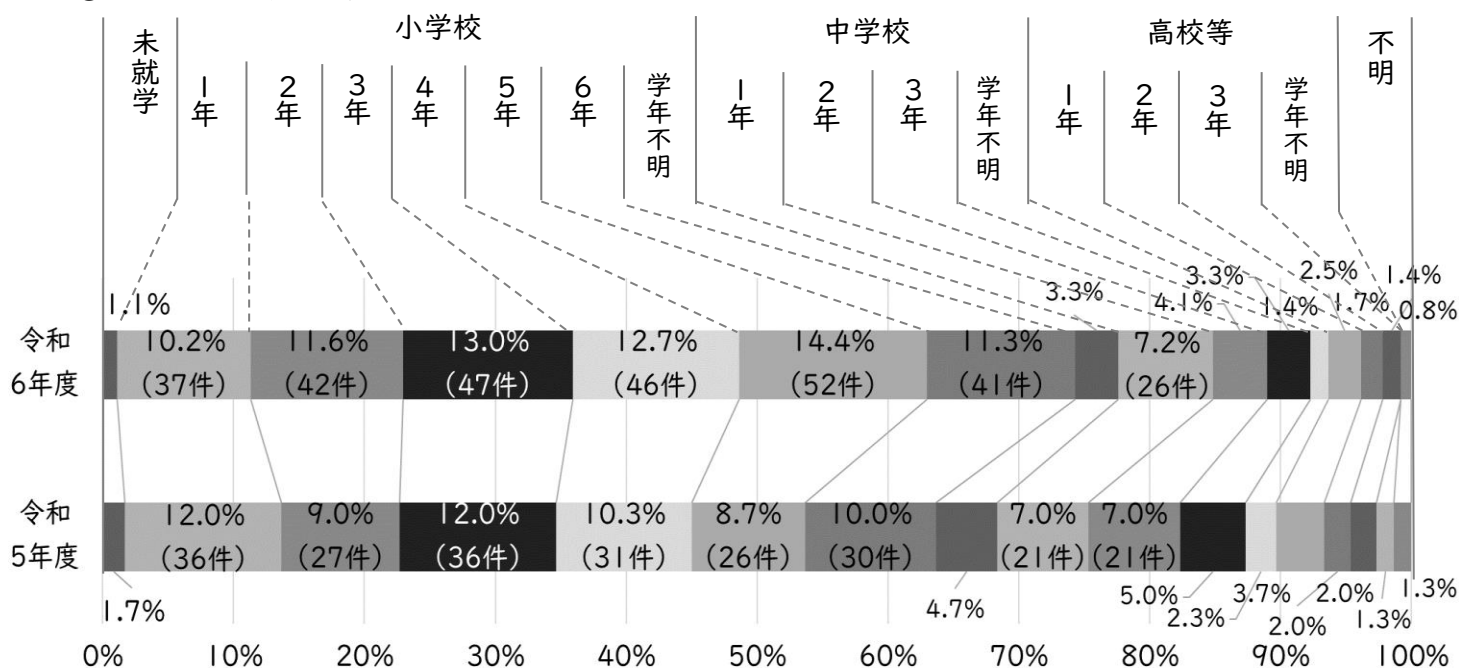
※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表⑤ 子どもの学年

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
4 (1.1%)	37 (10.2%)	42 (11.6%)	47 (13.0%)	46 (12.7%)	52 (14.4%)	41 (11.3%)	12 (3.3%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
26 (7.2%)	15 (4.1%)	12 (3.3%)	5 (1.4%)	9 (2.5%)	6 (1.7%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	362 (100.0%)

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りは、子どもが 1,650回、おとなが 870 回、合計 2,457 回でした。令和5(2023)年度に比べて、子どもとのやり取りは増加した一方、おとなとのやり取りは減少しました。

そのうち、相談者からの相談方法では、子どもは「電話」(291 回、17.6%)、「メール」(244 回、14.8%)、「はがき」(230 回、13.9%)の順となりました。おとなは「電話」(308 回、38.2%)が最も多く、次いで「メール」(86 回、10.7%)となりました。

「せたホツ」から相談者への連絡方法では、子どもに対しては「メール」(317 回、19.2%)、「電話」(200 回、12.1%)の順で多く、おとなに対しては「電話」(258 回、32.0%)、「メール」(89 回、11.0%)の順となりました。

令和6(2024)年度は、子どもとは「メール」でのやり取りや「所内面接」が減少している一方で、「電話」や「訪問面接」などが増加しており、特に子どもからの「はがき」が大幅に増加しています。おとなとのやり取りは全般的に減少しています。

表⑥ 相談者との相談方法

令和 6年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホツと から	相談者 から	せたホツと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホツと から	相談者 から	せたホツと から	相談者 から	せたホツと から		
子ども	291 (17.6%)	200 (12.1%)	244 (14.8%)	317 (19.2%)	70 (4.2%)	91 (5.5%)	230 (13.9%)	0 (0.0%)	25 (1.5%)	182 (11.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,650 (100.0%)	2,457
合計	491		561		161		230		207		0			
おとな	308 (38.2%)	258 (32.0%)	86 (10.7%)	89 (11.0%)	55 (6.8%)	9 (1.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	807 (100.0%)	
合計	566		175		64		0		0		2			

令和 5年度	電話		メール		面接		はがき		手紙		FAX		計	合計
	相談者 から	せたホツと から	相談者 から	せたホツと から	所内 面接	訪問 面接	相談者 から	せたホツと から	相談者 から	せたホツと から	相談者 から	せたホツと から		
子ども	189 (13.6%)	120 (8.6%)	285 (20.5%)	329 (23.7%)	99 (7.1%)	68 (4.9%)	122 (8.8%)	0 (0.0%)	36 (2.6%)	142 (10.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,390 (100.0%)	2,608
合計	309		614		167		122		178		0			
おとな	356 (29.2%)	341 (28.0%)	218 (17.9%)	194 (15.9%)	85 (7.0%)	22 (1.8%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,218 (100.0%)	
合計	697		412		107		1		1		0			

⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

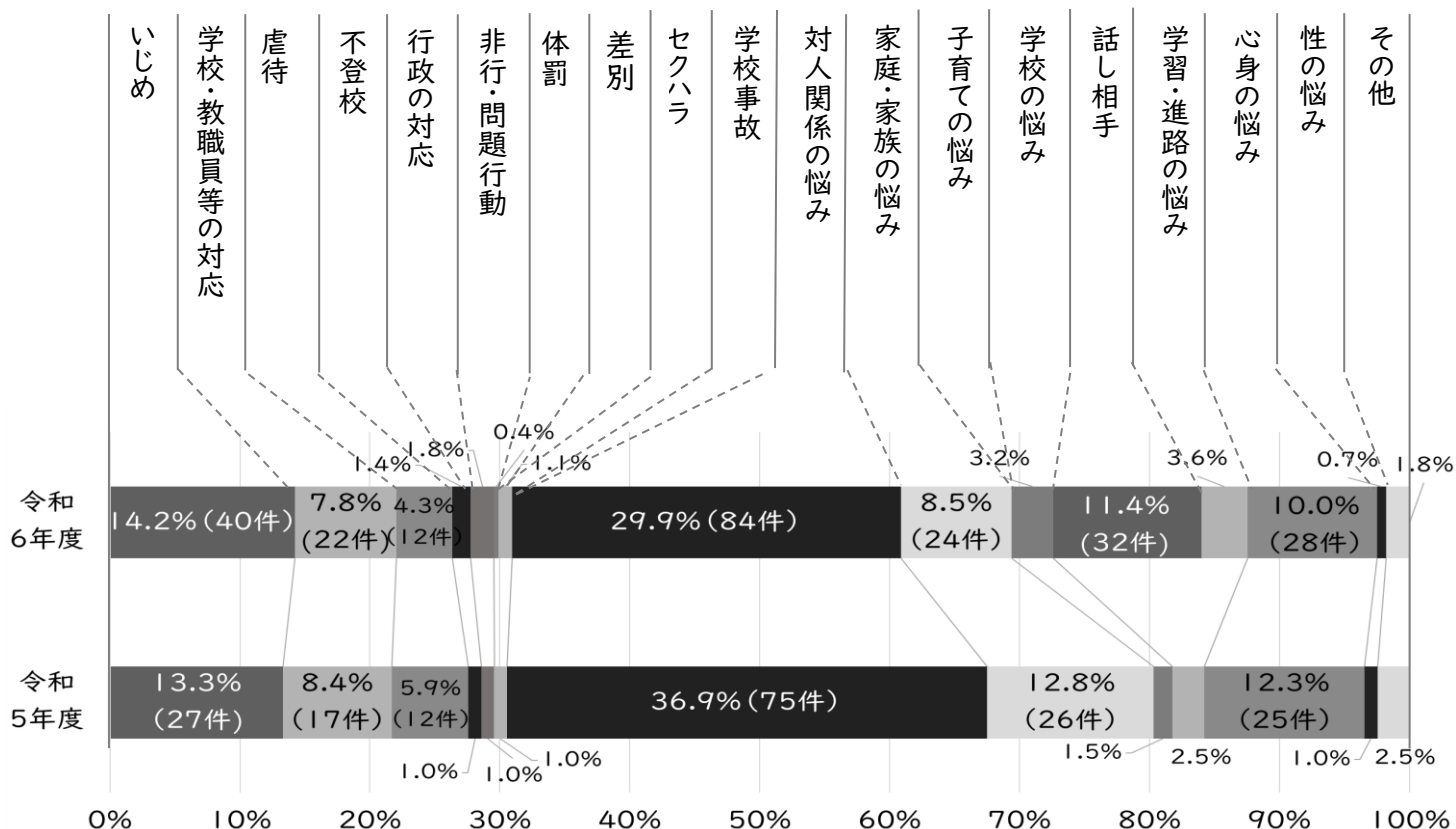
初回の相談者が子ども(本人 279 件と友だち2件を合わせた 281 件)の場合の相談内容は、「対人関係の悩み」(84 件、29.9%)が最も多く、次いで「いじめ」(40 件、14.2%)、「話し相手」(32 件、11.4%)、「心身の悩み」(28 件、10.0%)となりました。

令和5(2023)年度に比べ、「いじめ」や「学校の悩み」、「話し相手」等の相談割合が増えました。一方で、「家庭・家族の悩み」の件数が減少しました。相談割合としては、「家庭・家族の悩み」のほかに「対人関係の悩み」や「心身の悩み」などの例年相談数が多い主訴において減少しており、相談内容の多様化がみられます。

表⑦ 相談内容(初回の相談者が子どもの場合)

いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
40 (14.2%)	22 (7.8%)	12 (4.3%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	5 (1.8%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (1.1%)	0 (0.0%)
対人関係 の悩み	家庭・家族の 悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
84 (29.9%)	24 (8.5%)	0 (0.0%)	9 (3.2%)	32 (11.4%)	10 (3.6%)	28 (10.0%)	2 (0.7%)	5 (1.8%)	281 (100.0%)

図⑦ 相談内容（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



⑧ 初回の相談者が子どもの場合の子どもの学年

初回の相談者が子どもの場合では、「小学校5年」(41件、14.6%)が最も多く、次いで「小学校3年」(39件、13.9%)、「小学校4年」(36件、12.8%)となりました。

令和5(2023)年度との比較では、「小学校2年」から「中学校1年」までの相談割合が増加しました。一方で、「高校1年」の相談割合が大幅に減少しています。

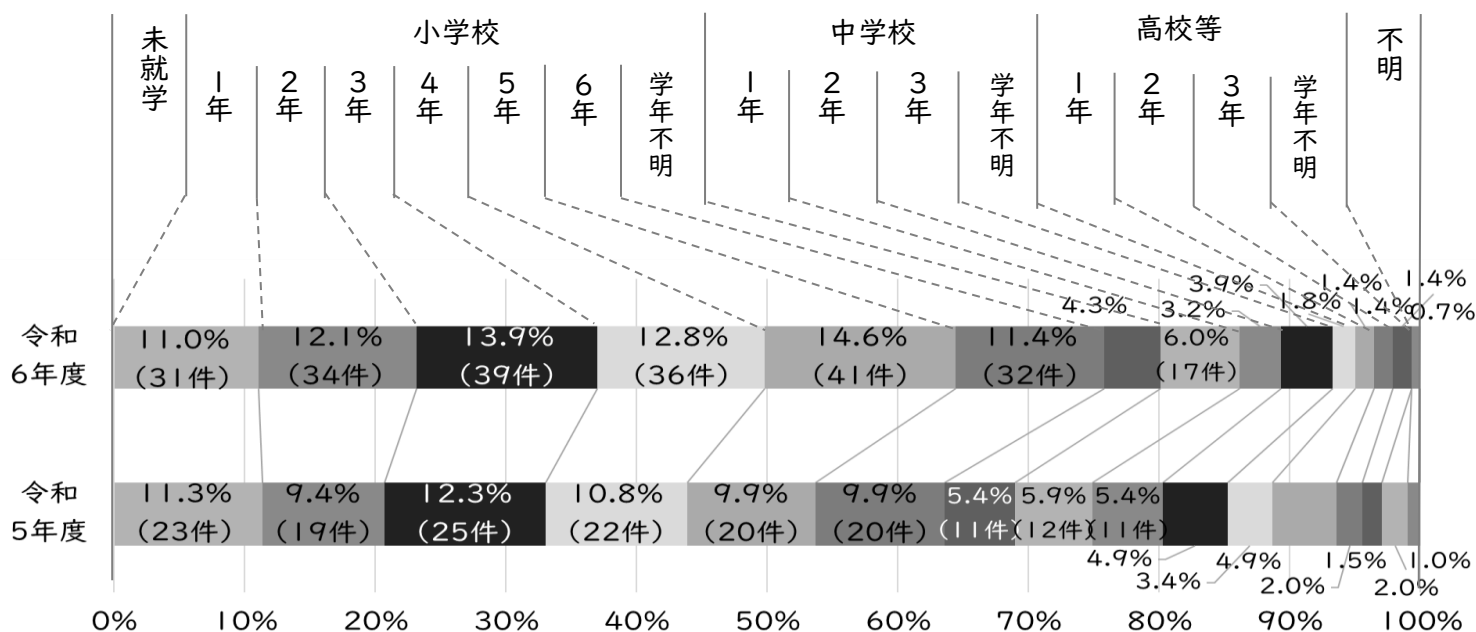
※「学年不明」は、学年や所属を確認できずにメールや電話での相談を終えたケースや、学年や所属を明かしたくないといった相談が含まれます。

※「高校等」には、18歳又は19歳で高等学校等に在学および児童福祉施設に在籍している場合も含まれます。

表⑧ 子どもの学年（初回の相談者が子どもの場合）

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
0 (0.0%)	31 (11.0%)	34 (12.1%)	39 (13.9%)	36 (12.8%)	41 (14.6%)	32 (11.4%)	12 (4.3%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
17 (6.0%)	9 (3.2%)	11 (3.9%)	5 (1.8%)	4 (1.4%)	4 (1.4%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	281 (100.0%)

図⑧ 子どもの学年(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



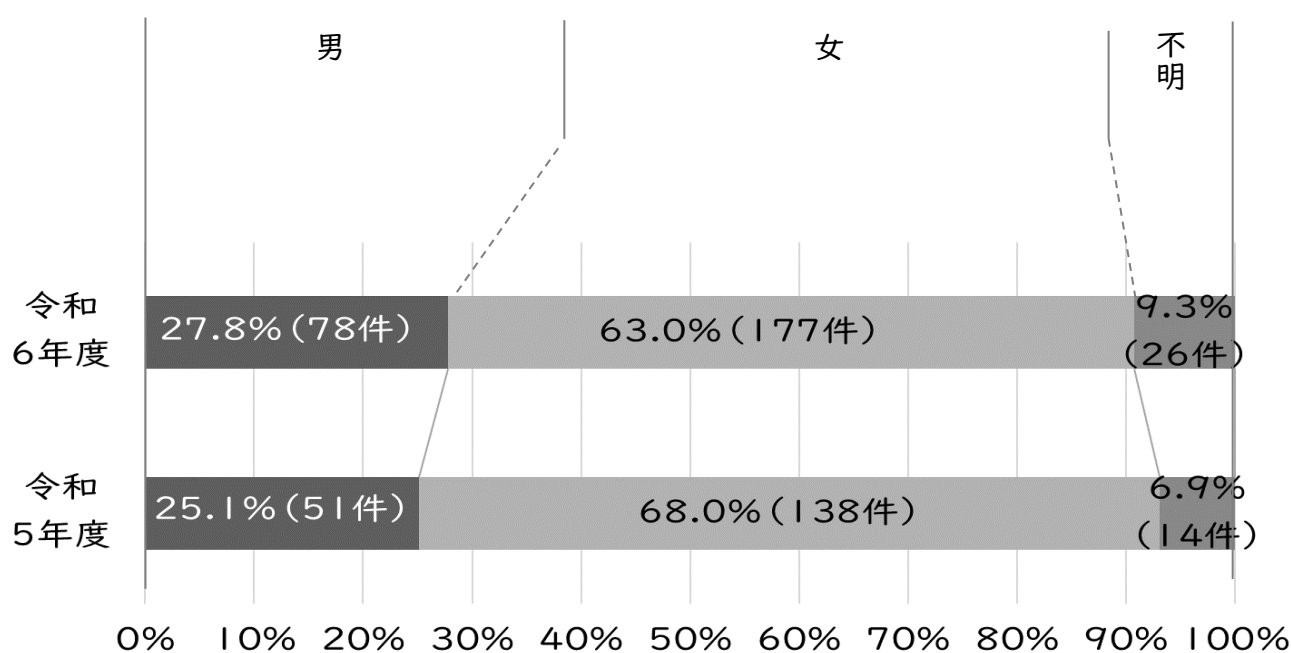
⑨ 初回の相談者が子どもの場合の性別

初回の相談者が子どもの場合における性別の内訳は、女子からの相談(177件、63.0%)が男子からの相談(78件、27.8%)よりも多かったです。令和5(2023)年度と比べて、男子の割合が増加しています。

表⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)

男	女	不明	合計
78 (27.8%)	177 (63.0%)	26 (9.3%)	281 (100.0%)

図⑨ 子どもの性別(初回の相談者が子どもの場合)の比較グラフ



⑩ 委員・専門員の総活動回数(相談方法別)

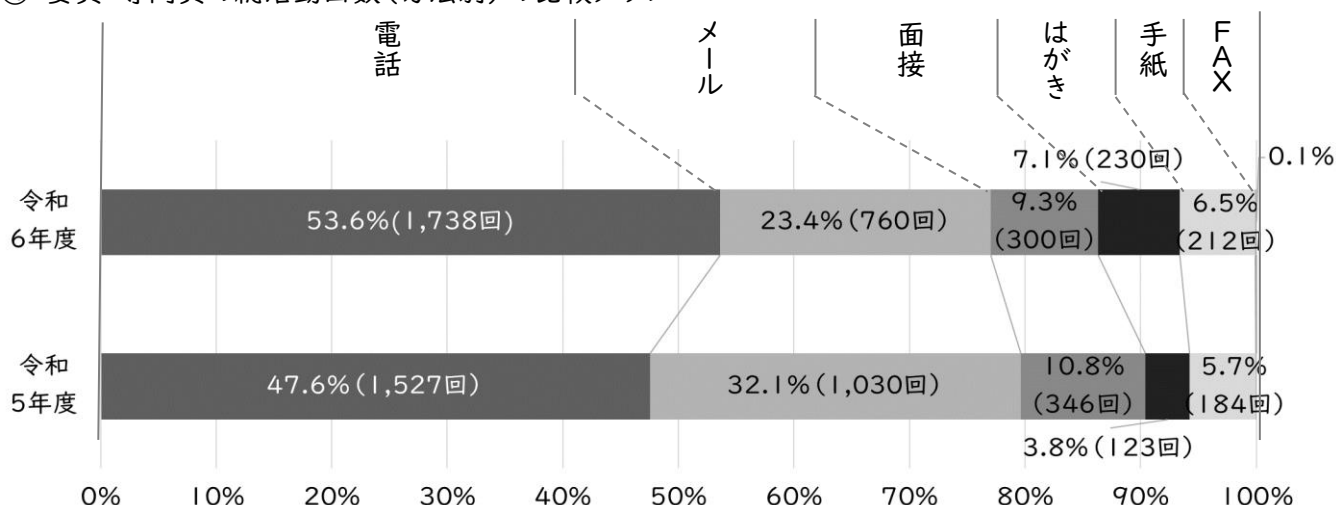
相談活動の方法としては、「電話」(1,738 回、53.6%)が最も多く、次いで「メール」(760 回、23.4%)、「面接」(300 回、9.3%)、「はがき」(230 回、7.1%)、「手紙」(212回、6.5%)、「FAX」(2回、0.1%)となりました。「メール」よりも「電話」の方が多のですが、割合は近くなってきています。

令和5(2023)年度との比較では、「電話」や「はがき」、「手紙」の回数が増えました。一方で、「メール」と「面接」の回数が減少しています。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)

電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
1,738 (53.6%)	760 (23.4%)	300 (9.3%)	230 (7.1%)	212 (6.5%)	2 (0.1%)	3,242 (100.0%)

図⑩ 委員・専門員の総活動回数(方法別)の比較グラフ



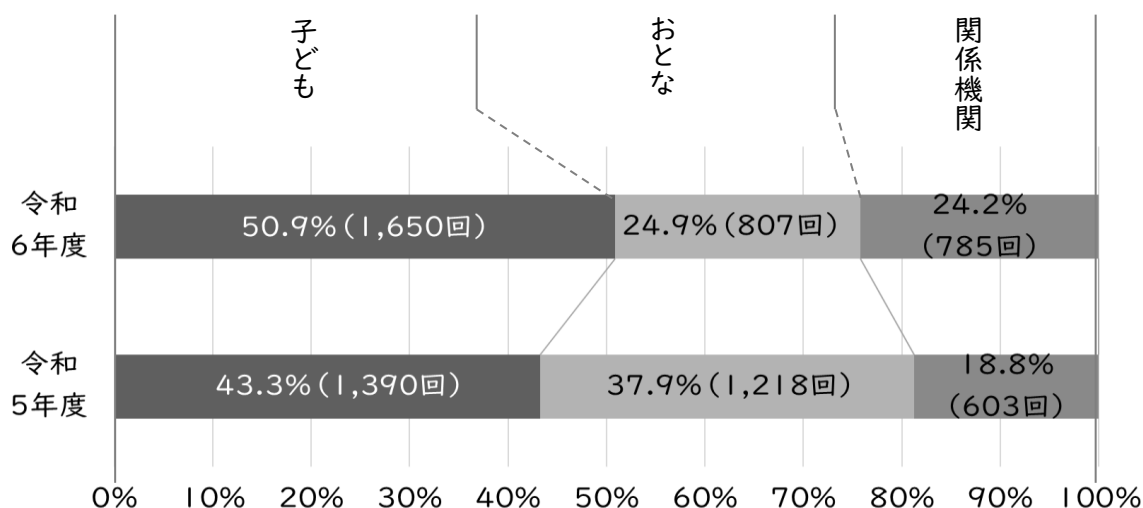
⑪ 委員・専門員の総活動回数(相談対応先別)

相談対応先としては、「子ども」(1,690回、50.9%)とのやり取りが最も多かったです。「子ども」と「関係機関」とのやり取りの割合が増加しています。

表⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)

子ども	おとな	関係機関	合計
1,650 (50.9%)	807 (24.9%)	785 (24.2%)	3,242 (100.0%)

図⑪ 委員・専門員の総活動回数(対応先別)の比較グラフ

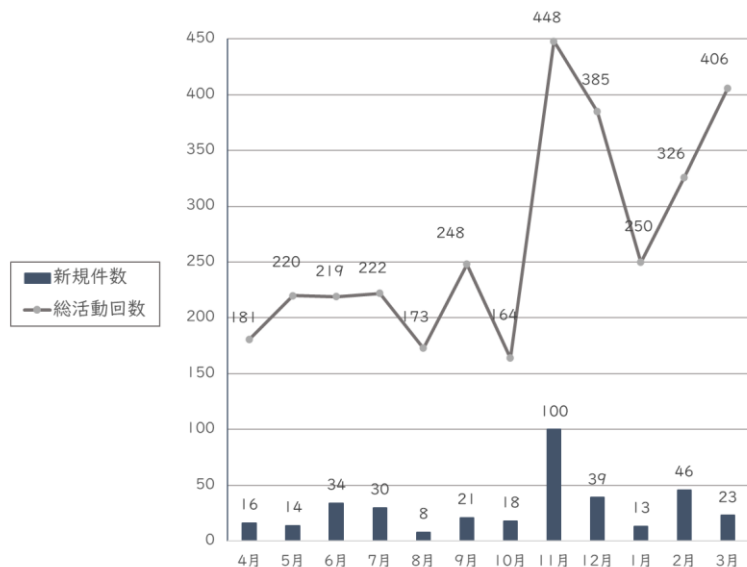


⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

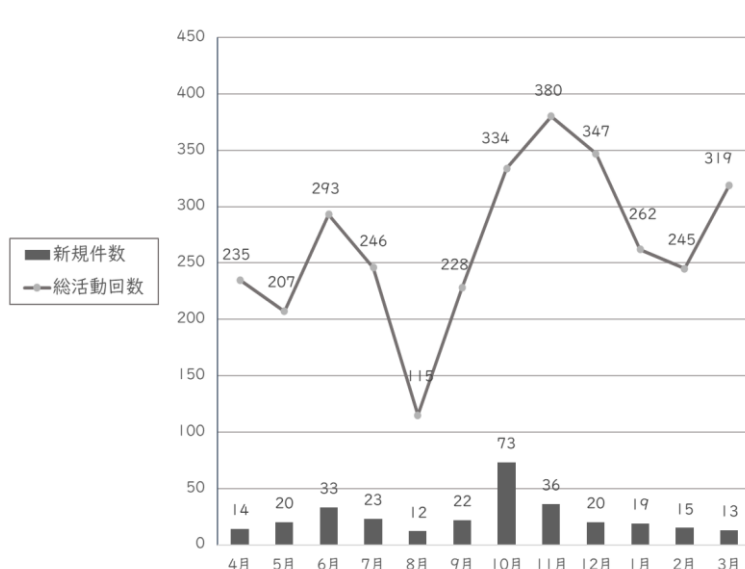
新規件数は、11月(100件)が最も多く、次いで2月(46件)、12月(39件)の順に多く相談がありました。
総活動回数は、11月(448件)、3月(406件)、12月(385件)の順に多く活動しました。

図⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

令和6(2024)年度



令和5(2023)年度



(5) 出張相談会

令和6(2024)年度から「出張相談会」を行っています。「出張相談会」とは、「せたホッと」が世田谷区内の学校に出向き、昼休みや放課後の時間を使った相談会を実施することです。令和6(2024)年度は2校に訪問し、全3回行い、合計で32人が相談に来ました。そのうち、出張相談会で初めて「せたホッと」に相談したという子どもが、28人、以前に「せたホッと」に相談したことがあり出張相談会に来てくれた子どもが4人いました。また、相談をだれにも聴かれない子どもや個別に相談したい子どもに関しては、別教室で話を聴くなどの対応をしています。

	第1回(12/23, 放課後)	第2回(2/6, 放課後)	第3回(2/14, 昼休み)	合計
初回相談	0 (0.0%)	18 (56.3%)	10 (31.3%)	28 (87.5%)
継続相談	0 (0.0%)	3 (9.4%)	1 (3.1%)	4 (12.5%)
合計	0 (0.0%)	21 (65.6%)	11 (34.4%)	32 (100.0%)

2 権利の侵害を取り除くための申立て等

令和6(2024)年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申立てはありませんでした。

3 相談の分析

3-1. 概要

令和6(2024)年度の新規相談件数は362件であり、過去最高を記録した令和4(2022)年度の367件に並ぶ高い数値を示しました。これに対し、委員・専門員の総活動回数は3,242回に達し、創設以来最多となりました。新規件数のうち子どもからの相談(「子ども本人」と「友だち」からの相談)は281件(77.6%)、委員・専門員の総活動回数のうち子どもに対するものは1,650回(50.9%)でした。

3-2. 相談件数と方法、時期

令和6(2024)年度の新規件数は362件でした。この件数は、過去最高を記録した令和4(2022)年度の367件と並ぶ高い数値です。令和5(2023)年度からの継続件数79件を合わせると、令和6(2024)年度の総件数は441件となりました。

初回の相談方法では、子どもとおとなにちがいが見られます。おとなは、68件(84.0%)が「電話」となっていますが、子どもで最も多いのは「はがき」127件(45.2%)、次いで「電話」が76件(27.0%)、「メール」48件(17.1%)となっています。

子どもからの相談方法として最も多い相談はがきは、6月に中学生向けを、10月に小学生向けを配布しました。配布対象は、区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、病院等の関係機関であり、総数73,000枚にのびります。最も多くはがきを送ってきたのは、小学2年生で27件(21.3%)、次に小学3年生で26件(20.5%)、小学1年生で22件(17.3%)でした。とりわけ、スマホを持たない低学年にとって、「はがき」は相談しやすい方法といえます。

表1. 新規相談のうちはがき相談の学年別内訳

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
0 (0.0%)	22 (17.3%)	27 (21.3%)	26 (20.5%)	16 (12.6%)	12 (9.4%)	10 (7.9%)	6 (4.7%)		
中学校				高校等				不明	合計
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
3 (2.4%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)	127 (100.0%)

新規件数が最も多い月は11月で100件となりました。これは、10月に小学生向けのレターと「はがき」を配布したことで、多くの子どもたちが「はがき」を送ってくれたことが要因と思われます。総活動回数が最も多いのは新規件数が最も多かった11月の448回(13.8%)、次いで3月の406回(12.5%)であり、このふた月だけで総活動回数の4分の1となりました。

3-3. 相談者

「せたホッと」の特徴のひとつは、子どもからの相談がおとなからの相談よりも多いことです。令和6(2024)年度は、新規件数に占める子どもの割合が 281 件(77.6%)となりました。総活動回数 3,242 回のうち、子ども 1,650 回(50.9%)、おとな 807 回(24.9%)、関係機関 785 回(24.2%)と子どもとのやりとりが半分を占めています。

他機関の割合を見ていきます。令和5(2023)年度のデータとなりますが、名古屋市子どもの権利擁護委員の初回件数は 418 件、そのうち初回の相談者が子どもであったのは 180(46.2%)となっています(「2023(令和5)年度 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」報告書 2024 年7月、pp.12-13)。小金井市子どもオンブズパーソンは、新規相談 57 件のうち子どもからの相談は 32 件(56.1%)でした(「小金井市子どもオンブズパーソン令和5(2023)年度活動報告書」p.25)。中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)は、新規相談 70 件のうち子どもからの相談は 37 件(52.9%)となっています(「令和5(2023)年度中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)活動報告書」p.14)。このように、「せたホッと」は全国的に見ても子どもからの相談割合が多いと言えます。

おとなより子どもからの相談が多い傾向は、令和3(2021)年度以降に顕著にみられるものです。主な要因としては、はがき相談のスタートが挙げられます。はがき相談の主な利用者は、すでに述べたように小学生世代であり、子どもと「せたホッと」を結ぶ大切な役割を果たしています。

初回の相談者が子どもの場合の学年はどうでしょうか。初回の相談者が子どもの場合の学年は、小学生が約8割、中高生が約2割です。なかでも最も多いのが小学校5年生の 41 件(14.6%)、次いで小学校3年生の 39 件(13.9%)、小学校4年生 36 件(12.8%)でした。なお、未就学児からの相談は0件でしたが、対象となる子どもが未就学児の場合は4件ありました。

さいごに、初回の相談者が子どもの場合の性別は、女子が 177 件(63.0%)、男子が 78 件(27.8%)、不明が 26 件(9.3%)となっています。令和5(2023)年度は女子が 138 件(68.0%)、男子が 51 件(25.1%)、不明が 14 件(6.9%)でした。依然として、相談者のジェンダー差は大きいといえますが、昨年度に比べて、男子の件数も割合もわずかに増えています。

3-4. 相談内容

初回の相談内容で最も多かったのは「対人関係の悩み」で 85 件(23.5%)、次いで「いじめ」61 件(16.9%)、「学校・教職員等の対応」39 件(10.8%)です。これに対し、初回の相談者が子どもの場合に最も多かった相談内容は、「対人関係の悩み」84 件(29.9%)、次いで「いじめ」40 件(14.2%)、「話し相手」32 件(11.4%)、「心身の悩み」28 件(10.0%)でした。

「対人関係の悩み」は、平成 26(2014)年度以降、最も多い相談となっています。「対人関係の悩み」というと、ついついその子ども本人に原因があるように考えがちです。しかし、「せたホッと」にくる相談の多くは、個人の内面に要因があるというよりも、その子どもと周囲の子どもや親・教職員など環境との間にあつれきが生じている場合が多く見られます。そこで、「せたホッと」では、子どもの気持ちや願いを聴き、周囲の環境をどう調整していくかを一緒に考えます。

相談のなかでは、初回の主訴が変わらない場合と、相談を重ねることで一番伝えたいことが変化し、背景にある別の課題が明らかになるケースがあります。たとえば、初回の主訴が「心身の悩み」だった場合でも、子どもの話を聴いていくなかで保護者からの虐待が判明する、といったことです。初回の相談内容を念頭に置きつつも、その時にその子が伝えたいことを確認しながら子どものペースで話を聴きます。

3-5. 「せたホッと」の動き

初回相談を受けたあとの「せたホッと」の動きはどうでしょうか。

委員・専門員の総活動回数は、「子ども」が 1,650 回 (50.9%)、「おとな」が 807 回 (24.9%)、「関係機関」が 785 回 (24.2%)、合計 3,242 回です。この数は、創設以来最多を更新しました。相談方法別の内訳では、「電話」「メール」「面接」の順に多くなっていますが、「はがき」が 230 回 (7.1%) であり、令和5 (2023) 年度の 123 回 (3.8%) と比べて大幅に増加しました。

関係機関とのやり取りで最も多いのは「学校」の 386 回、次いで「児童相談所」211 回、「子ども家庭支援センター」67 回、「世田谷区教育委員会事務局」66 回、「児童館」32 回です。ひとつのケースで、複数の関係機関とのやりとりをする場合も増えています。

子どもの権利侵害からの回復には、子ども本人がどうしたいかが最も重要です。ところが、子どもを取り巻く状況が深刻であればあるほど、子どもの周りのおとなは早くなんとかしなければと焦り、子どもの気持ちが置き去りにされることがあります。おとなの解決イメージを押しつけるのではなく、子ども自身がどう感じ、どのように解決していきたいのか、そのために「せたホッと」はどんな動きができるかを子どもと一緒に考えます。

「せたホッと」は、子どもの気持ちに立ち返りながら関係機関と話し合うことで、子どもの気持ちを置き去りにしない解決をめざします。子どもへのフィードバックも忘れません。周りのおとながこうした、これがいいに違いないと感じたことであっても、子ども本人に確かめて動きます。子どもの気持ちを無視して、「せたホッと」が勝手に決めつけることはしません。

このプロセスは、ときには多くの時間と手間を費やします。しかし、そうすることで子どもの気持ちをくみ取り、「せたホッと」の方向性が定まっていきます。

3-6. 課題

3-6-1. 増加する子どもの自殺

子どもの自殺は日本社会全体の課題です。

厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課の「令和6年中における自殺の状況」によれば、令和6 (2024) 年の自殺者数は 20,320 人 (男性 13,081 人、女性 6,519 人) と前年より 1,517 人減少し、過去 2 番目に少なくなりました。これに対し、小中高生の自殺者数は前年から 16 人増加の 529 人となり、統計のある昭和 55 (1980) 年以降で最多となりました。

529 人の内訳は、小学生 15 人、中学生 163 人、高校生 351 人であり、月別では9月が最も

多く 59 人でした。小中高校生の自殺の原因・動機は、学業不信や学友との不和といった学校問題が最も多く 272 人、次いでうつ病などの健康問題が 164 人、家族からのしつけ・叱責などの家庭問題が 108 人となっています。

ジェンダー差はどうでしょうか。小中高生 529 人のうち男子は 239 人（小学生 9 人、中学生 64 人、高校生 166 人）、女子は 290 人（小学生 6 人、中学生 99 人、高校生 185 人）で、初めて女子が男子を上回りました。なお、中学生女子・高校生女子ともに前年より 19 人増加しています。

令和 6 年版自殺対策白書によれば、「2022 年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の 1 年以内である場合が過半数を占め、特に女子小学生や女子高校生では、自殺から 1 か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い」ことがわかっています（厚労省、2024）。つまり、自殺未遂の時点で子どもが相談・救済機関とつながることが重要なのです。

3-6-2. 中高生世代へのアウトリーチ

自殺した子どものほとんどが中高生世代であることを考えると、既存の相談機関はこの世代に十分に届いていないと考えられます。ここ数年、年次活動報告書の中で課題として指摘してきたように、中高生世代にいかに届くかは「せたホッと」の課題でもあります。

東京都では、5 人に 1 人が公立小学校から私立中学校に進学します。東京都教育委員会の「公立学校統計調査報告書」によれば、世田谷区の公立小学校卒業者の都内私立中学校への進学率は令和 6（2024）年で約 36.8% です（東京都教育委員会、2024）。世田谷区外の学校へ通う子どももいます。地域の学校に通う小学生と比べて、より広域の学校に通う中高生にリーチするのは、一筋縄ではいきません。

世田谷区内では、公立・国立・私立のいずれの学校にも、「せたホッと」のカードやレター等を配布しています。しかし、世田谷区外の学校に通っていると、「せたホッと」を目にする機会が極端に減少します。一方、中高生からの相談では、「小学生の頃、「せたホッと」のカードをもらって、お守りのようにずっと持っていました」「高校生ですが、相談できますか」という声を耳にしました。やはり、中高生でも相談できるよ、「せたホッと」はあなたの声を聴くよ、というメッセージを中高生世代に伝えることがポイントとなりそうです。小学生に絶大な人気を誇る「なちゅ」に続く、中高生世代向けのキャラクターを募集するなど、新たな戦略の必要性を感じています。

このほか、子どもの相談・救済機関の連携も検討事項でしょう。実際に、中高生の場合、通学先等にある自治体の子どもの相談・救済機関と連携して取り組んでいる事例があります。まだ未設置の自治体もあり、子どもの相談・救済機関を東京都内の自治体全体で設置していくことも期待されます。

3-6-3. 出張相談会

子どもへのアウトリーチという点で令和 6（2024）年度に導入したのは「出張相談会」です。小学校 2 校で 3 回実施しました。昼休みと放課後のわずか 10 分程度の時間でしたが、32 名が相談に来ました。当日、その場で相談となった子もいれば、「こないだ、「せたホッと」に電話したよ」と教

えてくれる子、「どんなことでも相談していいの?」「お友達とけんかしたときに、自分でなんとかしたい。でも、どうやって仲直りすればいいか一緒に考えてもらいたい。そんな相談でもいい?」と質問してくる子もいて、反響の大きさに手応えを感じました。

令和7(2025)年度は中高生世代へのアウトリーチを想定し、中学校・高等学校や児童館・青少年交流センター等での実施を検討していきたいと考えています。

(文責:安部芳絵)

参考文献

小金井市子どもオンブズパーソン相談室 2024「小金井市子どもオンブズパーソン 令和5(2023)年度活動報告書」

厚生労働省 2024「令和6年版自殺対策白書」

厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課 2025「令和6年中における自殺の状況」

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」 2024「2023(令和5)年度 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」活動報告書」

中野区子どもオンブズマン 子ども相談室 2024「令和5(2023)年度中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)活動報告書」

東京都教育委員会 2024「令和6年度 公立学校統計調査報告書【公立学校卒業者(令和5年度)の進路状況調査編】」

Ⅲ

相談対応・調整活動状況

- 1 事例紹介
- 2 関係機関との連携

Ⅲ 相談対応・調整活動状況

1 事例紹介

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ① 学校・教職員等の対応

担任の先生の厳しい指導と暴言、本人を含む特定の児童への威圧的な態度に傷つき、不登校になっているという相談です。本人と面接すると学年全体の児童同士でも暴言が行き交い、他にも不調を訴えている児童がいることがわかったため、「せたホツと」が学校と調整活動を行っている事例です。

相談者	母親、本人
子どもの所属	小学校
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

担任の先生の言葉が乱暴で怖い、他の子と同じことをしても自分だけみんなの前で怒られる。授業中にわからないことを聞いたら強い口調で質問をされて怖かった。友だちに親切に接したのに誤解されて嘘つきと言われるようになった。もう学校に行きたくない。

【せたホツとから】

母親から担任の先生に相談をしたけれどももちが明かず、管理職の先生にも相談をしたけれども担任の先生の態度が変わらないため「せたホツと」から学校に話をしてほしいという電話がありました。数回に渡る学校との話し合いに疲弊していた母親をねぎらい、本人から話を聴きながら一緒に考えていきたいことを伝え、母親と一緒に来所してもらいました。「担任の先生から大きな声で怒鳴られたことを思い出すと胸がドキドキする。一緒に遊んでいた友だちが自分に暴言を言うようになって悲しいし悔しい。」と話してくれました。「せたホツと」が代わりに気持ちを伝えに行くこともできるので学校に伝えたいことはあるか聴くと、「同じような思いをしている友だちもいるので、学校には自分から言いたい。けれども一人では不安。」ということでした。しかし「せたホツと」が一緒ならば言えるという気持ちを伝えてくれました。

まず、「せたホツと」が学校へ行き、本人が直接学校に伝えたいことがある希望を伝えました。学校は本人の気持ちを受け止め、学校で話を聴く日時を調整してくれることになりました。「せたホツと」は本人と一緒に学校へ行き、管理職の先生に話している間すぐそばで見守りました。「本当は学校へ行きたいし友だちとも遊びたいけれども、学校は安心していられる場所ではなくなり悲しいので、学校を楽しい場所に戻してほしい」と力強く伝えることができました。管理職の先生からは自分で話をしに来てくれたことへの感謝と担任の先生に注意をすること、言葉の暴力は相手の心を傷つけるのでしてはいけないことであるとクラスだけでなく学年全体に話をし、安心して学校に来られるようにしていくと話がありました。本人は管理職の先生が自分の気持ちを受け止めて対策を考えてくれたことに安心感を持つことができたと話してくれました。学校内では児童に言葉の暴力について話がされ、「せたホツと」による「いじめ予防授業」も実施されました。本人は少しずつ授業に出席することができるようになりました。

担任の先生の言葉遣いや態度に改善は見られましたが、児童同士の暴言が続いていることや本人と同じように体調を崩していたり、休んでいる児童もいるため、出張相談を提案するなど学校調整を続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ② 学校・教職員等の対応

私立中学校における部活の行き過ぎた指導、活動量の多さに関する相談でした。本人と保護者からの話を聞き取ったうえで、学校を訪問しました。本人の気持ちを伝え、行き過ぎた指導やガイドラインに沿わない活動について、あらためて校内で検討してもらうことになった事例です。

相談者	本人、母親
子どもの所属	中学校
相談方法	電話、面接

相談および調整の概要

【相談内容】

部活の顧問の先生が試合に勝つことを信条としていて、怒鳴ったり襟をつかんだりしてくる。また、活動日が多く、疲れが取れない。夏は熱中症になる子どももいるが、配慮がなされていない。どうしたらいいか。

【せたホツとから】

最初に母親から電話がかかってきて話を聴いていましたが、途中から自分で話したいということで本人が電話に出てくれました。部活の顧問の先生が、「都大会行きたいんだろ」「勝ちたいんだろ」と言うのが口癖の熱血的な指導なのだが、怒鳴ったり襟をつかんで詰め寄ってきたりするとのことでした。「せたホツと」から、詳しい話を聴きたいと伝え、後日、本人と母親に来所してもらいました。

来所時には本人と母親と別々に話を聴きました。本人からは、先生が怒鳴ったり馬鹿にしてくることもあり、部員の一人は辞めたいと言っているとのことでした。部活の部長をやっており、責任感から様々な部員の話の聴いているとのことでした。特に、夏場の練習について、「暑さ指数を測っている」とは言っていたが、練習中に吐きそうな部員がトイレに行ったら「さぼりたかったからトイレに行ったんだろう」という発言があり、配慮がなされていないと感じるという話もありました。母親からは、活動が週6日あり、いつもヘトヘトになって家に帰ってくる、部活が休みの日には部活が忙しくてできなかったことをしなければならず、実質的な休みがないことを心配していました。

「せたホツと」から、本人の今までのがんばりや部長としての責任感をねぎらい、「せたホツと」も部活動が部員にとっての成長につながるようにしたいということ、そのために学校とも相談したいと伝えたところ、本人から「お願いしたい」との言葉がありました。

子どもサポート委員と相談・調査専門員の2人で学校を訪問し、管理職の先生と話をしました。顧問の先生の指導につらい思いをしている生徒がいること、部活動ガイドライン*に則った活動が望ましいこと等を伝えました。管理職の先生からは、部活動での指導は顧問の先生に任せていた部分があったこと、活動日が多くなった場合には入れ替えて休みを入れるように指導しているが、今回の話を聴き、改めて顧問の先生からも聴き取りや確認を行い、ガイドラインに沿った活動を相談していきたいという話がありました。

その後も本人から部活の様子を聴きつつ、引き続き学校とも話し合いを行っています。

*スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ③ いじめ

定期的に配布しているはがきによる、クラスにいじめてくる子がいるので困っているという相談です。自宅ではなく学校での受け取りを希望していたので、学校に届くように返信を出しましたが、本人から返事が来ませんでした。そのころ、出張相談会を当該校で行うこととなり、案内を送ったところ話しにきてくれました。状況に合わせて関係機関と調整をしながら対応している事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき(学校経由で返信) ⇒ 出張相談会 ⇒ 訪問面接

相談および調整の概要

【相談内容】

クラスの子にいじめられている。自分が休むと別の子がいじめられる。どうしたらいいか。

【せたホッとから】

「せたホッと」からはがきを年に1回小学校へ一斉に配布しており、その時期に送られてきたはがき相談でした。はがきには「〇〇くんにいじめられている。時々学校を休んでしまいが、その時は△△さんがいじめられているみたい」と書かれていました。そのため、「本人がいじめられて学校を休むくらいつらい思いをしているんだと感じた。とても心配なので会って話ができないだろうか」という内容で本人が希望した学校で返信が受け取れるように手紙を送りました。「せたホッと」は「学校に手紙がほしい」という希望がある時には、事前に管理職の先生に電話をかけ、封を開けずに本人に手紙を渡してほしいことと周りの子に気づかれないよう配慮して渡してほしいと依頼しています。今回も管理職の先生に電話をかけたところ、副校長先生が対応し、「気になっている子なのだが、内容を教えてもらえないだろうか？」と話がありました。しかし、本人が現段階で学校に相談内容を伝えることを希望していないので申し訳ないがお伝えすることができないこと、協力をお願いしたいときには改めてご連絡するとお伝えしました。

本人から返事がなくどうしたものかと思案していたところ、本人の通う小学校で「せたホッと」が出張相談会をすることになりました。ただ、急に実施すると本人がびっくりすると思われたため、出張相談会のチラシとは別に本人へ「ほかの小学校でもやっていて、本人の通う小学校でもやることになりました。「せたホッと」と会ってお話ができる機会なのでよければ来てくださいね」という内容で手紙を送りました。出張相談会当日、様々な子が来てくれる中、本人も来てくれました。来てくれたことへの感謝を伝えつつ、本人と会って話をしました。内容と本児の希望によって学校へ話をして対応をお願いするなど、引き続き話を聞いて調整をしています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ④ いじめ

自分のことを「僕」という本人。小学校に入学してから女の子らしくするようにとクラスメイトからからかわれたり、追いかけてまわされたりしてきたつらい気持ちを相談してくれた事例です。本人は周囲に助けを求めることを苦手と感じていましたが、本人、母親、「せたホッと」で面談を進めていく中で、母親自身に気づきが得られ家庭内での解決を選択された事例です。

相談者	本人・母親
子どもの所属	小学校
相談方法	電話 ⇒ 面接

相談および調整の概要

【相談内容】

以前より本人は女兒らしくしない点について、からかいや追いかけてまわされる行為を受けており、本人はそのたびに逃げるという手段を選択してきた。最近ではそれに加え、他の学年の児童数名から付きまといられるようになった。どうしたらいいか。

【せたホッとから】

母親に促され、「せたホッと」に電話をくれました。本人はクラスメイトの行為を悪意と受け止めており、いじめであると捉えていました。本人は「せたホッと」から先生に話をしやめてくれるように注意してほしいと希望したため、本人と会って話を聴きました。

同席した母親は本人のつらい気持ちを理解し、これまで本人から相談されると、原因は本人にあるのではとないかと思い本人を責めていたと話してくれました。それを聞いた本人は一番母親に「つらい気持ちをわかってほしかったし、母親から先生に話をしやめてほしい」と伝えることができました。母は学校へ「せたホッと」が話をしに行く前にもう一度本人と話し合ってみたいとされ、本人も母の意見に賛成しました。

その後、本人から電話があり、母親が本人に謝ってくれたことと本人の考えを認めてくれたことで気持ちが楽になったから、もう大丈夫と伝えてくれました。母親からは忙しくてこれまでゆっくり本人の話を聴いてあげられず、心配になるとつい叱ってしまっていたが、今回の件をきっかけに一方的ではなく本人の話を聴くようにしたという話がありました。それからは本人から何が問題なのか気持ちを話してくれるようになったので、今後学校への対応は家庭内で相談して決めることにしたいという話がありました。

しばらくして本人から「せたホッと」に連絡があり、自分で先生に相談でき、先生が注意をしてくれて行為は収まったと報告してくれました。「せたホッと」は本人が頑張ったことを一緒に喜び、またいつでも相談してほしいことを伝え終了しました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑤ 対人関係の悩み

「友だちからいやなことをされてこまっている。」と短い一文で書かれたはがき相談でした。返事は手紙と電話両方を希望していたため電話で話を聞きました。本人に寄り添いながら話を聞いていくと、本人には自分で解決したい意思があることがわかりました。また、以前にも同じようなトラブルがあり、その時の解決方法を思い出したことが糸口になり、本人自ら行動した結果、解決できた報告をくれた事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき（電話）

相談および調整の概要

【相談内容】

友だちがいやなことをしてくる。「やめて」と言ってもやめてくれない。

【せたホッとから】

最初に「せたホッと」からの電話を受けた母親は本人がうまく説明できるか心配していました。「せたホッと」は本人がリラックスできるように雑談から会話を始めると、本人はしっかり話をしてくれたので手紙で相談してくれたお礼を伝え、相談内容について話を聴き始めました。

いやなことをされるのはいつから始まって、どんな時間に起きるのか、いやなことをしてくる子や周りの友だち、先生について本人がどう思っているのかを聴かせてもらいました。具体的にいやなことをされている状況や、反対にされないのはどんな時なのかを本人と一緒に整理していきました。いやなことをされているのは本人だけではないけれども、本人は学校に行きたくないほどいやな気持ちでいることも話してくれて、本人のつらさの重みが伝わってきました。また、本人は自分の力で解決したい気持ちが強く今までだれにも相談してこなかったとおしえてくれたので本人が取り組める解決策を一緒に考えていきました。

すると、本人は以前にも同じようなことがあったことを思い出しました。その時うまくいったこと、いかなかったことを聴かせてもらって、今回でも取り組めそうな方法が3つ出てきました。本人は3つも方法があることがわかって安心したようでした。そのうちの一つをやってみたいと伝えてくれたので、具体的な作戦も一緒に立てました。

後日、本人自ら「せたホッと」に連絡をくれました。「勇気を出して行動してみた。自分の気持ちを周りに伝えられたことで周りの人が力になってくれて、いやなことをする子は2度としないと約束してくれた」と報告してくれました。

「せたホッと」からはまた心配なこと、困ったことがあったらいつでも相談してほしいと伝え終了しました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑥ 対人関係の悩み

中学進学後、勉強の量や新しい友だちとの人間関係に馴染めず、登校の気力を無くし始めているという相談でした。その中でも何とかしたいという本人の意欲がうかがえたため、本人の気持ちに寄り添い、エネルギーが充電できる方法や居場所を一緒に探した事例です。

相談者	本人
子どもの所属	中学校
相談方法	電話

相談および調整の概要

【相談内容】

今日学校を休んだ。最近自分に自信が持てなくなってきた。友だちがいないわけではないが話についていけない。友だちとのコミュニケーションが下手。得意な教科はあるのにやる気が起きない。

【せたホッとから】

寝起きの声で「せたホッと」に電話をかけてきてくれた本人は、最近学校を欠席しがちであり、今日も体調が悪く休んだと伝えてくれました。中学生になり新しい環境で新しい友だちを作ろうと努力したが、SNS や遊びの誘いがいつも一方通行であると感じていたことで、何もかもがいやになる気持ちが強くなり、ネットのつながりを全部切ってしまったと話してくれました。

また、興味のある部活が無く帰宅部を選んだことも本人の孤立感を深める要因の一つになっていました。「せたホッと」は本人のこれまでの努力をねぎらい、エネルギーが落ちてしまうのは当然の状況であることを共有しました。学校は本人にとって居心地のいい場所ではなくなり、だんだんと翌日の登校が負担になっていました。就寝時間も遅くなり、生活リズムが乱れ体調を崩してしまう結果につながっていることを自覚している苦しさもありました。この状態が続けば不登校や引きこもりになり、勉強も遅れるのではないかと将来への不安が大きくなっていくようでした。

そこで、本人の好きなことや得意なこと、それをもとに本人が描いている将来の夢について話を聞かせてもらいました。本人は語る中で将来の夢を描くことは「生きがい」につながることに気付いたと話してくれました。そして、いろいろ話せて安心したと言いつつも、目の前の問題が解消したわけではなく、電話を切った後不安であるとも伝えてくれました。「せたホッと」は本人が不安になったときはいつでも電話をかけてきてほしいこと、本人が大丈夫と思えるまで本人に寄り添っていくことを伝えました。また心が疲れた時の居場所として図書館、児童館、若者の居場所といった学校以外の利用できる場所も一緒に確認しました。

後日、本人から、親と話ができて登校は本人のペースで良いと理解してもらえたと報告がありました。最近では塾や習い事へ行く等少しずつ以前の日常生活が戻りつつあるようです。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑦ 対人関係の悩み

クラスの中に暴言や暴力をしてくる子がいて困っているという相談です。最初は電話で話を聞いていましたが、習い事で毎日忙しいということがわかりました。そのため、学校で話をすることを提案したところ、休み時間に定期的に話をしたいという希望があったため、継続して話を聞いている事例です。

相談者	父親・本人
子どもの所属	小学校
相談方法	電話 ⇒ 訪問面接

相談および調整の概要

【相談内容】

クラスの子からいやなことを言われたり、叩かれたりする。先生に話をしているが、やめてもらえない。どうしたらいいか。

【せたホツとから】

父親から電話で、子どもが学校で友だちにいやなことを言われたり、叩かれたりしているようで、家でもつらそうな様子であることと担任の先生に話はできているようだがなかなかやめてもらえないようだという話がありました。父親からの話を伺い、本人と話をすることができると提案したところ、近くにいた本人に確認をして代わってもらえました。本人に父親から話を聞いたけれど、と改めて話を聞くと、言われていやだった具体的な言葉や状況をおしえてくれました。そのため、「せたホツと」は話を聴きながら本人ができそうな対策を話し合ったところ、やってみるとのことで切電しました。

その後も、何回かいやなことがあるたびに電話をくれていましたが、習い事があるので長い時間は話せないことや電話をかけたくてもかけられない時があることがわかりました。本人としては話したいということだったため、学校の休み時間に部屋を借りて話すのはどうだろうか提案したところ、友だちと遊びたい気持ちもあるが学校に来てほしいとのことでした。そのため、学校へ連絡し、相談内容は本人が希望をしていないのでお伝えすることができないが、本人と話をするための部屋を借りたいとお願いをしました。

時には友だちと遊んでいて話をしに来ることを忘れてしまうこともあります。約束をした日には部屋に来て面接を続けています。本人の希望がない限りは先生に本人の話を伝えることはしませんが、定期的に顔を合わせることもあり、先生から本人の学校での様子を伝えていただく機会も少しずつ増えていきました。その中で、本人から先生に伝えておいてほしいという希望が出ると「せたホツと」が本人と学校との橋渡しのように話をするなど、学校の中で本人が気持ちよく過ごせる時間が増えるよう引き続き面接を継続しています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑧ 対人関係の悩み

友だちのことに関するはがきで始まった相談です。返事のたびに返信用にはがきを 1 枚入れていましたが、途中から便箋を利用してのやり取りになっていき、たくさん話を聞けるようになりました。また、相談だけではなく、絵を描いたり好きなものの話をしたりしながら、やり取りを続けている事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき（自宅宛てに返信）⇒ 手紙

相談および調整の概要

【相談内容】

クラスに言葉がきつい子がいる。その子のことで先生に相談したけど、ちゃんと対応してもらえなかった。それに、その子には友だちがたくさんいるから直接は言いにくい。どうしたらいいですか？

【せたホツとから】

「せたホツと」から最初に出した返事には、はがきで相談をしてくれたことへの感謝と、本人の気持ちを受け止めた上で、本人はどうしたいと思っているのか、友だちにどのようにしてほしいと思っているのかを尋ね、一緒に考えていきたいので話を聞かせてもらえるとうれしいという内容を書きました。数日後、再びはがきが届き、またそれに返事をするというやり取りを繰り返していたところ、ある時本人からはがきとポストカードサイズの用紙の入った郵便が届きました。やり取りを開始した際にはがきの枠内いっぱいに書かれている文章を見て、はがきの代わりに便箋を送ることもできることを伝えていましたが、遠慮して言うことができなかったのだろうと思い、この返事から便箋と封筒を入れることにしました。

手紙でのやり取りになってからは、「せたホツと」からの質問だけでなく、何が起きたのかの様子が伝わるような文章やイラストを使っておしえてくれました。本人の話を聞いて、こういうことも考えられるかもしれない、こういうことはなかっただろうかと、話を広げながら聞いていたところ、そうかもしれないやそれでも自分はこう思うなどのやり取りもできるようになっていきました。また、本人が話をしてくれた中に、自分が好きだと思っているものを会話の中で否定されてしまって腹が立った、いやな気持ちになったという内容もあったため、本人の気持ちを聴いていしつつ、いやなことを話して外に出したら代わりに楽しいことや好きなことを入れてほしいので、よかったら好きな話もしてほしいと伝えました。そうしたところ、相談と並行して、自分が好きだと思っている音楽の話やアーティストの話、読んでいる本の話などのやり取りも続くようになっていき、どうして好きなのかを伝えてくるだけではなくそれを聞いてどう思うか、どの曲が好きですかといった質問もされるようになっていきました。

友だちが中心にありつつ、時には家族の話や習い事の話など様々な相談のやり取りもしながら、本人が安心して生活を送ることができるよう、やり取りを続けています。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑨ 家庭・家族の悩み→虐待

親からいじわるされるけれど、相談したことによって捕まってほしくないという内容のはがきによる相談です。やり取りを重ねながらどういうことをされているのかを尋ねていく中で、虐待が疑われました。そのため、話を聞くことと並行して、他の助けてくれるおとなにも知らせるのはどうかと提案し、関係機関と連携しながら対応した事例です。

相談者	本人
子どもの所属	小学校
相談方法	はがき(学校経由で返信)

相談および調整の概要

【相談内容】

うちのの人にいじわるをされているけど、つかまってほしくない。

【せたホツとから】

最初「せたホツと」に届いたはがきにはいじわるをされていてつらいけれど、つかまってほしくないという内容のみが書かれていました。そのため、「せたホツと」にはがきを送ってくれてありがとうという感謝と本人がつらい気持ちでいることが心配であること、相談をしたことでうちの人がつかまってしまうかもしれないという不安の中で送ってくれたこと、いっしょにどうしたらいいかを考えたいと思っているという内容で本人の希望にしたがって、学校に届くよう返信を送りました。

しばらくすると本人から再びはがきが届きました。その中には、うちの人はいじわるな時もあるけれど優しい時もあること、相談できてスッキリしたということが書かれていました。「せたホツと」からは本人がそのように思っていることがよくわかったと伝えつつ、引き続き心配なので話を聞かせてほしいと続け、いじわるの内容や相談できるおとなが近くにいないかなどを尋ねていきました。そうしていくと、いじわると本人が伝えてくれた内容の中に虐待と思われる内容が含まれていることもわかっていきました。そのため、本人が最初に伝えてくれた、つかまってほしくないという気持ちを大切にしつつ、「せたホツと」以外のおとなにも協力してもらうのが本人にとっていいのではないかと伝える、長期休みを挟むタイミングでは会って話すことができないかと伝えたりしていきました。会って話すことは難しいということでしたが、うちの人がつかまらないならほかの人に協力してもらってもいいと伝えてくれたため、児童相談所と連携をしながら、対応をしていきました。

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更しております。

事例 ⑩ 心身の悩み

小学校高学年から高校入学後まで数年に渡り対応している相談です。中学受験失敗で自信を失い、中学校へ進学後は友だち関係に悩み、親から理解は得られず苦しい状態でした。本人の希望に沿った方法で定期的に相談を重ね、高校入学後も相談を続けている事例です。

相談者	本人
子どもの所属	高校
相談方法	メール ⇒ 電話・メール・面接（訪問面接を含む）

相談および調整の概要

【相談内容】

中学受験のために塾に行っていたが成績が上がらず、親からインターネットの使用や外出など厳しく管理されるようになりつらい。受験に失敗してからは親の自分への態度が冷たく感じ、見捨てられないように高校受験に向けて必死に勉強を頑張ったけれども、親は認めてくれない。クラスではいい子ぶっているとされるが、嫌われたくないので黙って我慢している。でも本当は悲しいし悔しい。勉強の甲斐あって志望校に入学できたが、優秀な弟よりは下だと言われほめてもらえなかった。高校では友だちを作ろうと思っていたが、グループになじめずさびしい。

【せたホッとから】

本人が小学校高学年のときに、塾の成績と親が厳しくてつらいという相談をメールでしてくれたのが最初の相談でした。塾で忙しくて会うことができないため、メールと電話で話を聴き続けました。中学受験に失敗したときは、親の期待に応えられなかった自分を責めて自分の体を傷つけることもしたと話してくれました。中学に入学したら自由に動ける時間が増えるはずなので、今度は会って話そうと提案し、「これからもそばにいる」というメッセージを送りました。

中学に入学してからは、メールと電話に加えて「せたホッと」に来所してもらうか、自宅の近くの会議室を借りて面接を続けました。学校の勉強を頑張っても、今だけですぐに落ちてしまうのではと、常に不安と緊張で眠れない日もあり、面接では誰もわかってくれないと号泣することもありました。本当の自分を出すのが怖いので、人前では仮面をかぶり続けることに疲れはてていました。本人は「こんな話をしてばかりの自分を嫌いにならないか」と何度も確認してきましたが、「せたホッと」は「どんな話でもあなたが話したいことがあるなら聴かせてほしい」と伝えました。本人が話したいことを自由に安心して話してもらうようにしていると、自分のことだけでなく、親の立場で考えることもできるようになり、気持ちが安定するようになりました。高校受験は自分で志望校を選び、無事に合格をすることができ一緒にお祝いをしました。中学3年間は自分で考えて決めてきたこと、つらかったけれども乗り越えてきた自分を認める時間をつくりました。

高校に入学してからは、友だちのグループになじめずにさびしい、ともらしていましたが、ちょっと浮いている自分を客観的に見ているとも話してくれました。中学生のときよりは自分らしくいられること、悩んだら「せたホッと」やスクールカウンセラーに相談しながらどうするか考えていけばいいと思っているとも話してくれました。部活動などで忙しくなり面接の機会は少なくなりましたが、引き続きメールや電話、面接を続けています。

2 関係機関との連携

全体の件数について

令和6(2024)年度の関係機関との連携回数は785回¹となり、令和5(2023)年度より182回多く、過去最多となりました。具体的に見ると、最も回数が多いのは「学校」の386回(49.3%)で令和5(2023)年度から99回(+14.3%)増加、二番目は「世田谷区児童相談所」の211件(26.9%)で令和5(2023)年度から93回(+7.4%)増加となっています。総活動回数は3,242回と過去最多で、令和5(2023)年度から微増にとどまっていますが、関係機関との連携は総活動回数の24.2%と過去最多の割合となりました。特に「学校」と「世田谷区児童相談所」の割合の増加は、相談内容の複雑化と多様化による複数の関係機関との細やかな連携が必要とされる相談が増えていると考えられます。

「学校」との連携と初めての「出張相談会」の実施

相談内容の「いじめ」と「学校・教職員等の対応」の割合は合わせて27.7%と例年と変わらず高い状態にあります。学校と保護者が問題の把握と解決のために連携と協力ができよう学校に出向いての関係調整は増加傾向にあります。

また、小学校の協力を得て子どもへのアウトリーチとして「出張相談会」を実施しました。子どもの初回の相談方法として最も多いのが「はがき」で127件(45.2%)と増加しています。「はがき」での相談内容の中には、子ども同士の対人関係だけでなく、学校や家庭でのおとなとの関係を含む相談もあり、複雑な状況の把握に時間がかかりそうな相談、早期の介入が必要と思われる相談もあります。また、「こんなことで相談していいのか」「どんな人が話を聴いてくれるのか」と子どもから相談をためらう言葉を聴くことも多くあります。より近くに「せたホッと」がいることを感じてもらい、安心して相談ができる顔が見える関係づくりができるように今後も「出張相談会」の実施を考えていきます。

「児童相談所」との連携回数増加

世田谷区児童相談所との連携活動回数は、児童相談所が世田谷区の運営となった令和2(2020)年度以降最多であった令和5(2023)年度の118回を上回る211件となりました。相談内容の「虐待」の件数増加だけでなく、子どもの声を聴きながら虐待の兆候を見逃さず、被害の拡大を防ぐために世田谷区児童相談所と子ども家庭支援センター²などと情報共有を行っています。緊急性が高いと思われる相談に関しては、学校や関係機関との間に入り、学校や自宅近くの施設を訪問しての面接や電話やメールなど子どもと連絡を取り合いながら意思の確認を行い、慎重かつ丁寧に、そして迅速な対応をするため連携回数が増加しました。

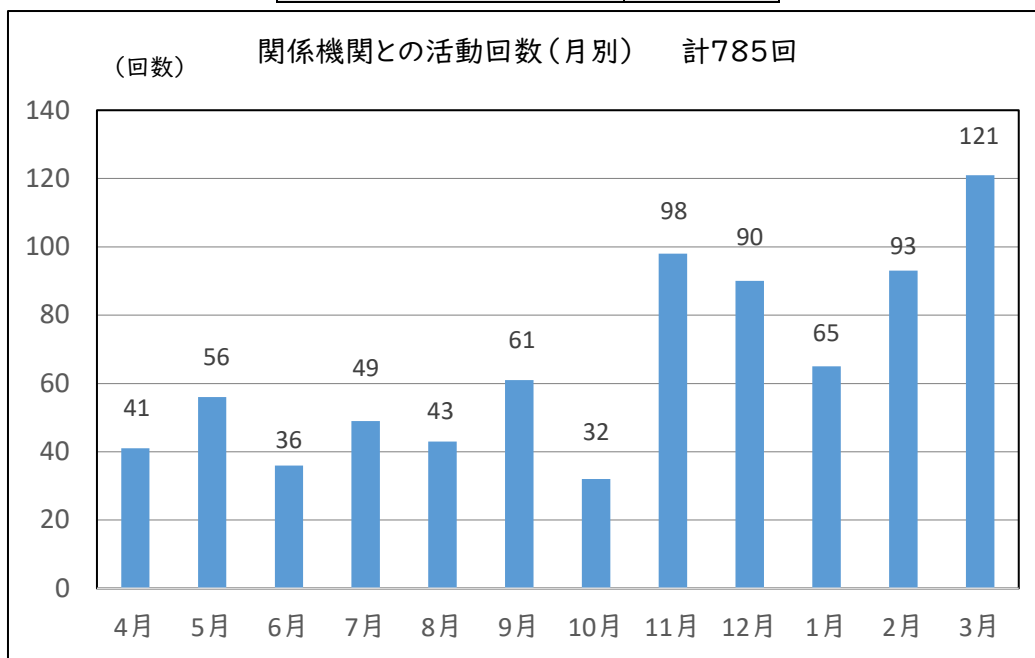
「世田谷区教育委員会」とのさまざまな連携

相談内容の「いじめ」と「学校・教職員等の対応」に関する以外の連携が見られました。世田谷区の区立の小・中学校に通う子どもに一人一台配布されているタブレット端末の使用に関して、子どもたちが安心してICTリテラシーを育むためにも、タブレットの使用上のルールやインストール済みアプリの年齢制限、不適切な広告の表示などについて話し合いを行いました。

また、教育相談や就学相談に関する相談についての関係調整も行いました。子ども一人ひとりの個性と発達段階に合わせて成長でき、十分に力を発揮しながら楽しい学校生活を送ることができるよう学校における学びが多様化しているため、世田谷区教育委員会に関する相談内容も多様化していると考えられます。

関係機関との連携活動回数（やり取りを行った回数）

関係機関	活動回数
学校	386
世田谷区児童相談所	211
子ども家庭支援センター ²	67
世田谷区教育委員会	66
教育指導課	30
支援教育課	20
教育研究・ICT 推進課	9
教育相談課	5
学務課	1
地域学校連携課	1
児童館 ³	32
東京都教育委員会	7
他の子どもの保護者	6
東京都相談窓口	5
他自治体子どもオンブズ	2
国相談窓口関連	1
メルクマールセたがや ⁴	1
おでかけひろば ⁵	1
総計	785



¹ 初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは、785回の中に含まれない。

² 「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されている。

³「児童館」とは、あそびを通して、子どもたちを健康で心ゆたかに育てていくための施設。0 歳からだれでも自由に利用することができる。世田谷区には 25 館あり、そのうちの 5 館は「中高生支援館（プレスポ）」として、特に中高生世代の活動に力を入れている。

⁴「メルクマールせたがや」とは、ひきこもりなどの様々な理由から生きづらさを抱えた若者を支援するために開設された世田谷区の相談窓口。面談や活動ルームでプログラム、セミナーなどを実施している。対象は中高生世代から 39 歳までの方と家族。三軒茶屋にあり、同じ建物内にある「ぷらっとホーム世田谷」とは世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」として、「せたがや若者サポートステーション」とは世田谷若者支援センターとして、機関同士連携しながら対応している。

⁵「おでかけひろば」とは、いつでも好きな時間に親子で立ち寄ることができ、親子でゆっくり過ごしたり、おもちゃで遊んだり、子育て情報の交換をしたりなどのための施設。対象は、主に0歳から3歳の子どもと保護者とこれから子育てを始めるプレママ・プレパパ。子育てに関して経験豊富なスタッフがいますので、気軽に育児相談ができる。定期的にイベントが開催されるほか、育児情報の収集もできる。

IV

広報・普及啓発活動

- 1 広報・普及啓発活動
- 2 子どもの権利学習講座
- 3 視察受入れ
- 4 関係機関との意見交換
- 5 関係機関からのヒアリング聴取
- 6 区立小学校6年生、中学校 3 年生への
卒業おめでとうカード配布

IV 広報・普及啓発活動

1 広報・普及啓発活動

「せたホッと」を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、機関としての広報、「子どもの権利」の啓発活動に取り組んでいます。

項 目	実施時期	対象等	備 考
配布・掲示			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、関係機関等	
リーフレット	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約 5,000 枚配布
広報用カード (小学生用もあり)	6月 9月		約 136,000 枚 配布
相談はがき	6月(中学生) 9月(小学生)	区内の公立、国立、私立の全小・中学校、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、病院等の関係機関 ※令和6(2024)年度より、区立小学校全校に相談はがきを常置した。はがきを使用した、無くした子どもも、日頃通学している学校内でいつでもはがきを手に取り、相談することが可能となった。	約 73,000 枚 配布
活動報告書	7月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、その他関係機関	約 1,200 部 配布
機関紙「せたホッとレター」第20号	10月	区内の公立、国立、私立の全小学校、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約 55,000 部 配布
機関紙「せたホッとレター」第21号	2月	区内の公立、国立、私立の全中学校・高校等、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約 55,000 部 配布
メモ帳、クリアファイル 消しゴム、定規、のり ボールペン、キーホルダー、五角形消しゴム	随時	イベント参加者、視察等来訪者等	
イベント参加			
せたがやふるさと 区民まつり	8月	小・中学生、区民等	ゲーム参加者に文具等啓発物配布
関係機関との連携			
児童館事業参加 (池尻)(松沢)(深沢)	10月、1月	児童館のイベントに来場した児童、生徒、保護者	ゲーム参加者に文具等啓発物配布

項 目	実施時期	内容	備考
その他の活動			
母子生活支援施設ガイドライン実践に向けた研修	12月	区内母子生活支援施設職員、各総合支所子ども家庭支援課職員を対象に、サポート委員が実施	1回
児童課基本研修（ソーシャルワーク）	11月	区立児童館長、副係長を対象に、サポート委員が実施	1回
「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加	2月	子ども施策のあり方や、子どもにやさしいまちづくりについて自治体関係者や研究者・専門家等が情報・意見交換や研修を行った。令和6（2024）年度は名古屋市で開催された。相談・調査専門員が参加	1回
第1回子どもの相談・救済機関首都圏フォーラムへの参加	10月	首都圏にある子どもの相談・救済機関を持つ自治体の相談・調査専門員の研修、情報交換を目的に、令和6（2024）年度より開催された（西東京市にて実施）。サポート委員と相談・調査専門員が参加	1回
ホームページ	随時	「せたホッと」の最新情報、活動等を随時更新	
活動報告動画配信	9月	令和6（2024）年度の活動報告を動画により配信	1回

○「せたがやふるさと区民まつり」における「子どもの権利」普及啓発

日 時 8月3日（土）、8月4日（日）

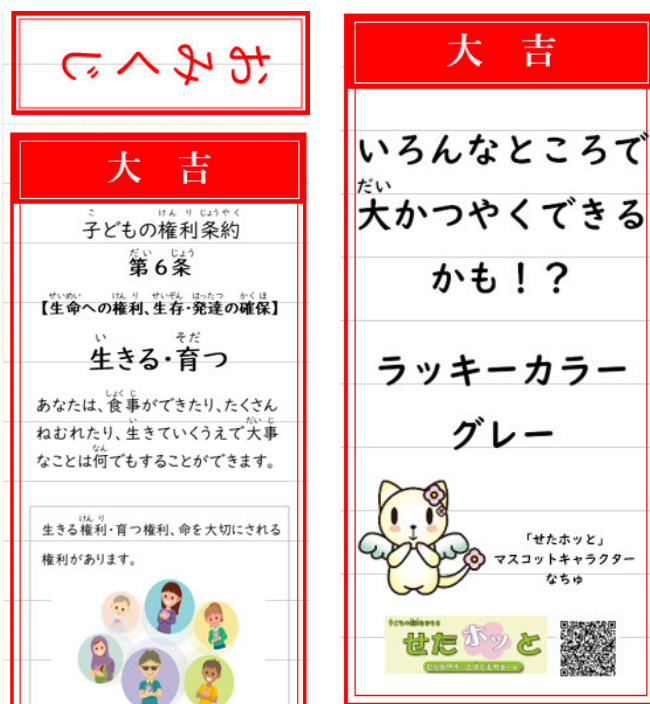
会 場 JRA馬事公苑（世田谷区上用賀2-1-1）

内 容 ①「せたホッと」子どもの権利おみくじ

表面に子どもの権利条約の条文、解説とイラストを掲載し、裏面に今日の運勢やラッキーカラーを記載したおみくじを来場者に引いてもらいました。職員と共におみくじ掲載の権利条約の条文について改めて確認し、「大吉」「中吉」「小吉」に応じたせたホッと啓発グッズをお土産として渡しました。

②各種啓発パンフレットの配布

参加人数 8月3日（土）：620人、8月4日（日）650人



2 子どもの権利学習講座

(1)子ども向け

①小中学校で実施した、いじめ予防授業

概 要 学校の授業の中で、クラスまたは学年単位で実施しました。

講 師 子どもサポート委員、相談・調査専門員

実施校 小学校8校(芦花小(6月3日)、赤堤小(7月16日)、船橋小(9月19日)、若林小(10月12日)、池尻小(10月26日)、松沢小(12月16日)、烏山北小(1月17日)、三宿小(2月8日))
(道徳授業地区公開講座等、保護者・地域住民・教員との懇談会を実施した学校もある)

※「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

↓ いじめ予防授業



児童館で実施した、遊びながら

↓ 子どもの権利を学ぶイベント →



②児童館で実施した、遊びながら子どもの権利を学ぶイベント

概 要 児童館内で体を動かし、遊びを通して子どもの権利を楽しく学びました。

実施日	実施館、参加人数	講 師	内 容
11月20日(水) (子どもの権利の日)	代田児童館 13人	子どもサポート委員1名、 相談・調査専門員1名	館内を探検し、児童館のよいところ、直してほしいところを写真撮影
1月8日(水)	粕谷児童館 18人	相談・調査専門員2名	友達と協力して子どもの権利をジェスチャーで表現するゲーム
1月10日(金)	等々力児童館 16人	相談・調査専門員2名	子どもの権利の文字を書いた風船を飛ばす、自分の好きな権利を叫びながら紙飛行機を飛ばす。

(2)大人等支援者向け

①採用11年目中堅教諭向け必修研修

概 要 必修研修の一科目として、「子どもの権利」を学校に活かす研修を実施しました。

日時・会場 7月26日(金)午後2時～4時30分、教育総合センター(たいよう)

講 師 子どもサポート委員

参加者 82名

受講結果アンケートより

①研修内容は理解できた(80名)

②自己の課題にあった研修だった(80名)

③自己の指導力向上につながる研修だった(78名)

<自由意見より>

- ・子どもの権利についてあらためて考えるよい機会になった。教育活動の中で、健全育成論からのアプローチが多いと感じたので、これからは権利主体論からのアプローチで活動していきたい。
- ・日常の指導の中で基幹とするべき考え方が学べた。現在ある自校の課題も、子どもの権利という基本原則に照らして解決策を考えたい。

↓ 採用11年目中堅教諭向け必修研修



↓ 区職員向け研修(区研修担当課との共催研修)



②区職員向け研修(区研修担当課との共催研修)

概 要 「子どもの権利」を区の様々な施策に活かすため、区の全ての領域から約100名を選出し、「子どもの権利と意見の尊重」をテーマに研修を実施しました。

日時・会場 12月19日(木) 午前9時～正午、教育総合センター(たいよう)

講 師 子どもサポート委員

参加者 99名

受講結果アンケートより

①研修内容は理解できた(96名)

②今後、現所属等で子どもの意見を活かすことができると思う(92名)

<自由意見より>

- ・子どもというかけがえのない存在の権利を守るのは私たち大人であり、意見を聞き入れることの重要性を痛感した。様々な自治体で子どもの権利を守る取組みをしているのは興味深かった。
- ・グループワークでは、部署は違えど何らかの形で子どもと接する場面もあり、様々な意見が聞けてよかった。講師の話もテンポよく、興味を引き付けられる話し方だった。

③北沢地域及び烏山地域中高生支援者懇談会、子育てサポーター対象つながる学習会

概 要 子どもの権利を基盤とした居場所運営の在り方などについて考え、地域で中高生に関わる団体や支援者のネットワークを強化・拡充するための懇談会、地域の子育てサポーターを対象の学習会に講師として出向き、子ども相談の現状や子どもの権利について話をしました。

実施日	実施場所	講 師
10月4日(金)	粕谷児童館	相談・調査専門員1名
12月14日(土)	等々力児童館	相談・調査専門員1名
12月20日(金)	代田児童館	相談・調査専門員1名

④保護者向け講演(道徳授業地区公開講座など)

概 要 主に保護者向けに、子どもの権利、子ども相談の現状などについて話をしました。学校、家庭、地域社会が一体となって子どもの豊かな心を育むとともに、小中学校等における道徳教育の充実を図ることを目的として開催されている道徳授業地区公開講座にも講師として出向き、子ども相談の現状、子どもの権利を基盤として学校と家庭が協力して子どもを支援することについて話をしました。

講 師 子どもサポート委員、相談・調査専門員

実施校 4校(若林小(10月12日)、池尻小(10月26日)、烏山小(1月18日)、三宿小(2月8日))

⑤災害時の子どもの声を聴く研修会

概 要 子どもの声を聴く研修会実行委員会と共催で、災害時の遊びを通した子どもの回復について、岩手県の児童館職員の方々による講話、会場の参加者とともに意見交換を実施しました。

日時・会場 11月29日(木)午前10時～正午、子ども・子育て総合センター

講 師 子どもサポート委員、岩手県立児童館いわて子どもの森チーフプレーリーダー、釜石市児童館職員

参加者 35名

3 視察受入れ

16件の視察がありました。個別救済活動の仕組みと流れ、相談状況、子どもに係わる関係機関との連携、子どもの権利の普及啓発活動、体制などを説明しました。

日 程	視察団体等
5月14日	青山学院大学系属浦和ルーテル学院中学校 生徒
5月28日	武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課、小金井市子ども家庭部児童青少年課
6月5日	ジャーナリスト
6月28日	愛知県長久手市子ども部子ども政策課
7月12日	早稲田大学大学院文学研究科院生
8月8日	江東区こども未来部こども政策推進担当課
8月9日	聖心女子学院高等科 生徒
8月23日	京華高等学校 生徒
8月26日	中野区子ども教育部子ども・教育政策課
8月27日	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科学生
10月16日	韓国国家人権委員会
11月5日	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科学生
11月7日	杉並区子ども家庭部子ども政策担当課
11月7日	目黒区子育て支援部子育て支援課
11月19日	こども家庭庁長官官房参事官(総合政策担当)
2月17日	司法試験合格者

4 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、積極的に意見交換しました。

日 程	会議名等	担当
7月17日	要保護児童支援協議会（全区）	子どもサポート委員
9月～12月	要保護児童支援協議会（5地域）	相談・調査専門員

5 関係機関からのヒアリング聴取

こども家庭庁実施の「こどもの相談救済機関等に関するヒアリング調査」を受け、子どもの人権擁護機関の取り組みについて話しました。

日 程	内容	担当
11月19日	相談事業をはじめとする個別救済活動、学校における出前授業などの普及啓発活動の実施などについて	子どもサポート委員、 相談・調査専門員

6 区立小学校6年生、中学校3年生への卒業おめでとうカード配布

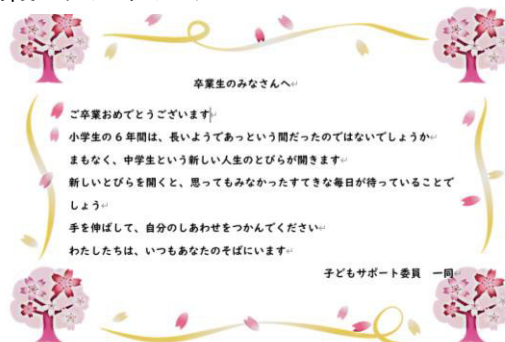
概 要 区立小学校6年生、中学校3年生は進学に伴い、区外の私立、都立、国立の中学校や高校に進学する児童生徒が一定程度いるため、区内在住にも関わらず「せたホッと」からの案内を直接届けることができないことが課題となっています。

そこで、卒業する年度末3月に、卒業のお祝いと、引き続き「せたホッと」に相談できることの周知を兼ねた「卒業おめでとうカード」を全員に配布しました。

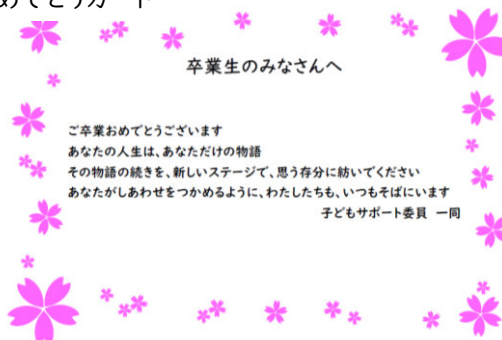
配付枚数 小学校6年生（特別支援学級を含む児童数+予備） 6,846枚

中学校3年生（特別支援学級を含む生徒数+予備） 4,285枚 合計 11,131枚

↓ 小学校6年生向け 卒業おめでとうカード



↓ 中学校3年生向け 卒業おめでとうカード



せたホッと はがき相談

世田谷区子どもの人権推進機関

せたホッと

はがき相談

ひとりではがんばらなくていいんだよ
あなたからのはがき、待ってるね！
そのほかに、電話、メール、手紙、FAX、会ってでも相談できるよ。
ひみつはまるから安心してね

マスコットキャラクター
きりとり

フリーダイヤル ホットにきこうせい
0120-810-293
※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

FAX 03-3439-6777

子ども相談メール携帯入力フォーム
http://www.city.setagaya.lg.jp/mobile/inquiry/mailform999992.html

メール 〒154-0051 世田谷区宮坂3-15-15
子ども・子育て総合センター3階
せたがやホッと子どもサポート あて

会って手紙

相談時間
月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時
(日曜・祝日・年末年始を除く)

郵便はがき

1568790

(受取人)
世田谷区宮坂3-15-15
子ども・子育て総合センター3階

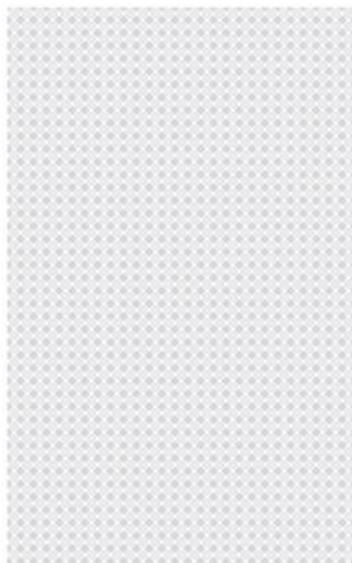
せたがやホッと子どもサポート あて

せたホッと はがき相談の出し方

- 相談したいことを書く
- 左面のシールをはがす
- 書いたところがかくれるようにはりあわせる
- 「きりとり」の点線で切り取る
- ポストに出す

切手を貼らないで
だせるよ

困っていることを
すぐにかいけつしたいとき、
返事が早くほしいとき、
はがきを出してから2週間まっても
返事がこなかったとき、
そんなときは電話してね！



いやだったことや困っていること、「せたホッと」と一緒に
かいつつしたいことを書いてね。
返事が早くほしいときは、電話で相談してね。

「せたホッと」から返事がほしい人はなまえや連絡先を
わすれずに書いてね。

「せたホッと」からの返事は？〈○をつけてね〉

手紙がほしい 住んでいるところに 電話がほしい 返事は
学校に いらない

みょうじ _____ なまえ _____

学校名 _____ 年 _____ 組 _____

住んでいるところ _____

電話番号 _____

せたホッととは？

せたがやホッと子どもサポート
困っている子どもを助け子どもの権利をまもる相談機関です。

こんなときは相談してね

学校で	家庭で	その他にも
・特待はずれやいじめ ・友だちとケンカした ・先生のこと	・家でのつらいこと、嫌なこと ・家族に話せないこと	・自分のこと ・苦しい事、アルバイトのことなど

なんでも相談してね！

「せたホッと」にできること

一緒に考える
あなたの気持ちや意見をじっくりきくよ。
いろいろな方法を一緒に考えよう。

調べ、協力してもらう
まわりのおとなや友だちから話をきいたり、協力を頼むことができるよ。
あなたの意見や気持ちをかわりに伝えることもできるよ。

相談、意見交換
もっとよくしていくために、関係する機関などに改善建議や意見交換をすることもできるよ。

もう大丈夫。安心できたよ。
困ったらまた相談してね。安心できるまで見守るよ。

機関紙せたホッとレター 20号(令和6(2024)年10月発行)



「ひらえもんのつぶやき その4」

～はがき(年賀状)の思い出～



ぼくが子どものころは、うまいにスマホもメールもなかったんで、友だちとのやりとりは、はがきや手紙でした。みんなはもうあまり書かないかもしれないけど、友だち同士で年賀状をたくさん出し合ってたんだよ。

|というわけで、今回は、はがき(年賀状)の思い出です。



お正月は、いろんな友だちから年賀状をもらうので、それを読むのがとても楽しかったです。その中にひとり、自分で作ったぼうけん物語を書いてきてくれた友だちがいました。

年賀状ってふう、「あけましておめでとう」から始まるんだけど、それもしで、いきなりぼうけん物語が始まる。ぼうけん物語なんて、はがき一枚に収まりきらないので、とちゅうからだんだん字が小さくなり、最後は「つづく」と書いてありました。

【つづく】ってなんやねん。それ、1年後じゃないの?と、はがきに向かって思いつきリッソコみました。

で、結局、次の年の年賀状には、えんぴつでデカデカとぼくの似顔絵だけ描いてありました。かなりインパクトの強い絵だったので【つづく】は、どうなったんだろうというのも、ふっとんでしまいました。



「せたホッと」にも、みんなからたくさんはがきが届いています。なやみごとじゃなくてもいいんだよ。たのしかったことや、書いてみたいこと、なんでも書いておくれね。まってーす。

相談を受けてからの流れ

子どもにもはまらるる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談しようと思ったことがなかったこと「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことだけでなく大丈夫です) 秘密は必ず守ります。※相談にお金はかかりません



せたホッと

相談時間 月～金：午後1時～午後8時
土：午前10時～午後6時(日曜、祝・休日・年末年始をのぞく)

相談電話 フリーダイヤル 0120-810-293 FAX 03-3439-6777
※携帯電話・公衆電話からも無料でかけられます。

せたホッとホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

せたホッととホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

アクセス 小田急線 経堂駅北口から徒歩7分
世田谷区 山下町から徒歩13分

所在地 〒154-0051 世田谷区宝橋3-15-15
世田谷区立 子ども・子育て総合センター3階

発行元：世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)
☎ 3439-8415(事務局) ☎ 3439-6777

～★はがき相談★～

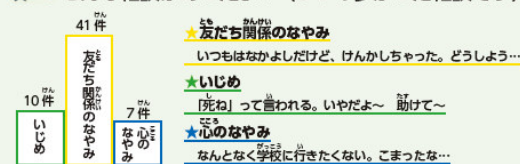
しょうがせい 小学生のみなさんへ

こんにちば、「せたホッと」です。いつもはがきで相談してくれてありがとう。とてもうれしいです!

★去年(令和5年4月～6年3月)のはがき相談は??

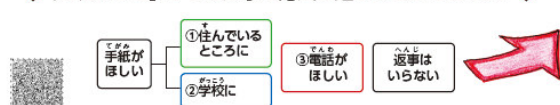


★こんな相談があったよ!(3つの多かった相談です)



★「せたホッと」といっしょに、どうしたらよいか考えましょう。
またお話を聞かせてね。まってす!

♥「せたホッと」からの返事の方法は選ぶことができるよ。♥

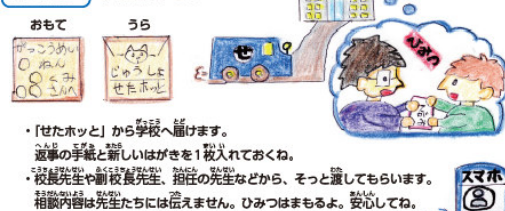


せたホッとからの返事はこんなふうに届きます!

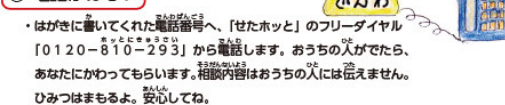
① 住んでいるところに 手紙がほしい



② 学校に 手紙がほしい



③ 電話がほしい



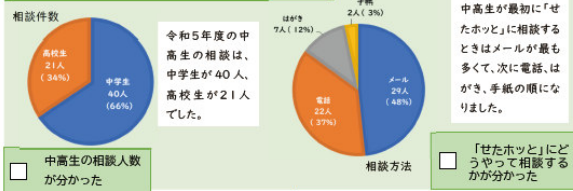
「せたホッと」相談はがきは、毎年9～10月ごろ、学校から配られます。また、世田谷区にある児童館や図書館などにも置いてあります。切手はいらないよ。

機関紙せたホッとレター 21号(令和7(2025)年2月発行)

世田谷の子どもの権利をまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 発行：2025年2月

せたホッとレター 第21号 (中高生世代向け)

「せたホッと」への相談チェック！



I 子どもには権利がある

賛成 反対

II 嫌なことは嫌と言える

賛成 反対

III 自分の思ったことや考えたことを自由に表現できる場がある

賛成 反対

IV 受験生だけだまには遊んだり休んだりしていい

賛成 反対

V 信頼できるおとながいる

賛成 反対

子どもの権利をMBTI風にチェック！

VI 友だちに嫌なことをされない

賛成 反対

VII 学校や家は安全な場所だと思える

賛成 反対

VIII きちんとご飯を食べられている

賛成 反対

次のページでは、「せたホッと」に寄せられた相談の中から、実際の言葉を紹介し、さあ、次のページでさらにチェックしてみましょう。

相談を受けてからの流れ

子どもには生まれる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことだけでなく大丈夫です)

秘密は必ず守ります。※相談にお金はかかりません。



せたホッと

相談時間 月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時 (日曜、祝・休日・年末年始を除く)

相談電話 フリーダイヤル ホット にあそび FAX 0120-810-293 03-3439-6777

※携帯電話・公衆電話からも無料がかかります。

せたホッとホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/1398.html>

QRコード

アクセス 小田急線 経堂駅北口から徒歩7分 世田谷線 山下駅より徒歩13分

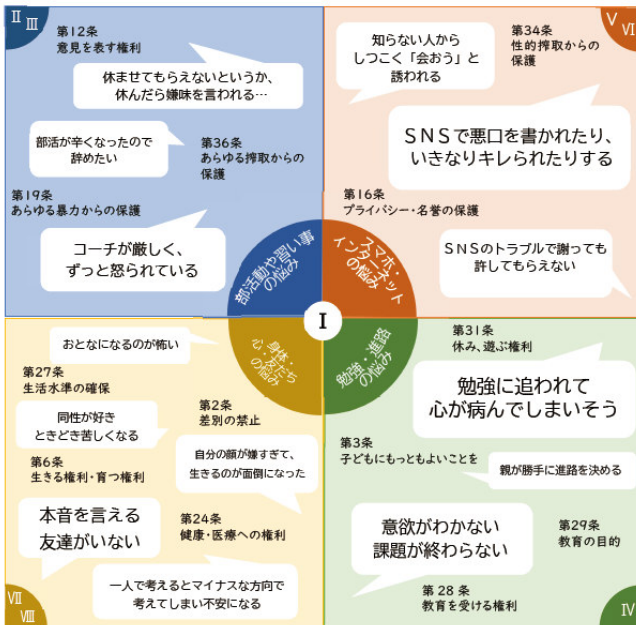
〒156-0051 世田谷区堂坂3-15-15 世田谷区立子ども・子育て総合センター3階

発行元：世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホッと子どもサポート) 03-3439-8415(事務用) 03-3439-6777

みなさんには大事な権利があります

みなさんの権利は「子どもの権利条約」という国際条約で定められています。どんなことが書かれているのか、「せたホッと」に寄せられた相談とともに紹介します。

※このページの吹き出しは実際の相談の中でつぶやかれた中高生の声です。ローマ数字は1ページの項目と対応しています。



「せたホッと」 Q & A

～本当に安心して相談できますか？～

秘密にするって言うけど、話の内容によっては学校や親に連絡するんじゃない？

「せたホッと」に話してくれたことは、どんなことでもあなたの許可なしに学校や親に伝えたりしません。伝えなければいけないときはあなたの許可をもらいます。

自分に問題があるときは「せたホッと」の人も上から目線で注意してきたり指摘したりするんだよね？

「せたホッと」はあなたが思うあなたにとってのいいことを一緒に考えます。あなたの人生の主人公はあなただから、どんな話であってもあなたの気持ちに寄り添ってお話を聞きます。

うまく話せなくてもだいじょうぶです。「せたホッと」はあなたの心と体が安心して安全に毎日を送れるようになるまで、自分でもよくわからないいももやにも寄り添います。今の気持ちを聴かせてください。

自分さえ我慢すればいいと思っているから相談なんて必要ないよ。

あなたもあなたが尊重している人と同じくらい大切な一人の人間です。我慢しない解決方法を一緒に考えましょう。

「せたホッと」からのメッセージ

みなさんは誰ひとりとして、「どうでもいい」人はいません。みなさんには、ひとりひとりがしあわせに生きていく権利があります。それは、みなさんが生きている限り、決して失われたいものでもありません。しあわせに生きていることに、ほこりを持っているような毎日を過ごしてください。わたしたちは、みなさんがしあわせに生きてくれることを、心から願い、伴走していきます。

「世田谷区子ども条例」や「子どもの権利条約」を詳しく知りたいと思った人は二次元コードからとめてください。

世田谷区 HP セーブザ・チルドレン 日本ユニセフ協会



メッセージ、 相談者からの声

- 1 新子どもサポート委員 上田 美香
- 2 相談・調査専門員
- 3 相談者からの声

V メッセージ、相談者からの声

1 新子どもサポート委員

子どもの声を聴く -世田谷区保育の質ガイドライン-

新子どもサポート委員 上田 美香

「この人なら話してもいいかな…」

悩みやつらいことを他者に話すのはとても勇気が必要です。その相手が家族や友だちではなく、初めて顔を合わせる相談窓口の人、電話の向こうにいる顔も知らない相談員であればなおさらです。この人は、自分の話をきちんと聴いてくれるだろうか、思いを受けとめてくれるだろうか。

そのなかで、電話やメールなど皆さんの勇気ある一歩に対して、「この人なら話してもいいかな」という重要な場面を「せたホッと」では、相談・調査専門員が担っています。また、子どもたちが「せたホッと」のスタッフや活動を知って安心して話をしてもらおうための多くの取り組みについても、着任早々から感銘を受けているところです。「せたホッと」につながってくれた皆さんにとって、私も「この人なら話してもいいかな」という1人になれるよう努めていきたいと思っています。

子どもの権利を具体化する世田谷区の保育をめざして

令和7(2025)年3月、「世田谷区保育の質ガイドライン」が改訂されました。これは、乳幼児期の教育・保育に関わるおとなたちに向けて作られた、世田谷区の保育の質に関する共通理念です。平成27(2015)年のガイドライン策定から10年、この間にも世田谷区内の保育施設で虐待(不適切保育)が起きていて、子どもの権利を守る教育・保育の重要性が高まっていることも改訂の背景です。

改訂されたガイドラインの特徴は「『子どもの権利を中心とした保育』を実践するための基本的な指針となるよう、子どもの権利条約に示される4つの一般原則の内容を明記し、子ども自身が権利の主体であることを明確にした」ことです。また、「世田谷区子どもの権利条例」の考え方もふまえています。

私も「世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会」に加わりました。大切にしたのは、教育・保育施設や地域の子育て支援の場に出向き、職員や保護者から教育・保育の現状や今の思い、今後望むこと等を聴き、さらには、乳幼児期の子どもたちからも話を聴かせてもらいガイドラインの内容に反映させたことです。子どもたちが安心して話ができるように検討を重ねて、私も子どもたちの声を聴きに行きました。実際には、お昼寝やおやつを済ませて自分のペースでゆったり過ごせる夕方の時間に一緒に遊んだり関わるなかで、好きな遊びのこと、園生活の楽しいこと、家族への思いやこんなふうになったらいいのにな…という声、これは、ちょっとイヤなんだよね…等のつぶやきです。年長クラスの子どもの「保育園は自分たちのものだから、自分

たちでやりたいことを決めたいんだ」という言葉は印象的でした。

また、改訂委員会では、保育実践や子どもたちの姿をあらためて子どもの権利の視点でとらえ直す議論にも時間をかけました。具体例を挙げると、乳幼児期の子どもたちが「ことば」以外の手段でも思いや願いを伝えていることに対して、おとなが心を寄せてじっくりと読み取り、子どもたちにとって「今日も楽しかったね。明日もなんかいいことがあるかな」と思える園生活にしていくこと。また、子どもの身体が動いていないことで周りには何もしていないように見えていても、子どもの心は常に動いているという理解をもち、よく見て、見守り、待つ…という一人ひとりの子どもたちのペースや方向性を保育の価値としていくことです。

集まった子どもたちの声や「世田谷区子どもの権利条例」をふまえて、「世田谷区保育の質ガイドライン」の冒頭に「わたしとの8つの約束」を示しました。子どもたちが自分の気持ちを安心して表わすことができる環境の中で「今を生きる主体」として支えられエンパワメントされ、一人ひとりの可能性を咲かせていくことに対するおとなたちの覚悟と挑戦です。

わたしとの8つの約束

～世田谷区保育の質ガイドライン～

人生のはじまりの時間にいるわたしは

「なにしょっかな？」でいっぱいです。

- ・ わたしをかけがえのない一人の人として大切にしてください。
- ・ わたしの気持ちをきいて、受け止めてください。
- ・ わたしが選ぶのを待ってください。
- ・ いろいろな文化や心・からだなど、どんなわたしであっても大切にしてください。
- ・ わたしにとってもっともよいことは何かを考えてください。
- ・ 失敗したり、立ち止まったり、休んだり、ゆっくり進んだりする、そのままとわたしを見守って、かかわってください。
- ・ わたしの家族も大切にしてください。
- ・ わたしらしく育っていくことを支えてください。

今日も楽しかったね。明日もなんかいいことがあるかな。

参考文献

- ・ 「世田谷区保育の質ガイドライン」令和 7(2025)年 3 月
- ・ 上田美香(2025)．「乳幼児期の子どもの承認をめぐる実践的研究～東京都世田谷区との協働研究を手掛かりにして 第 1 章 保育園等における当事者主体の相談支援の構築におけた実践研究」『東洋大学福祉社会開発研究センターブックレット6 福祉社会開発研究 特別号』pp.1-28
- ・ 森田明美(2025)．「乳幼児期の子どもの承認をめぐる実践的研究～東京都世田谷区との協働研究を手掛かりにして 第3章 乳幼児支援における子どもの権利視点の重要性と課題」『同上』pp.49-76

2 相談・調査専門員

「はなす」って難しい

相談・調査専門員

「はなす」と聞くとどのような漢字に変換するでしょうか？おそらく、この報告書に関心があり、目を通してくださっている方の多くは「話す」を思い浮かべたのではないのでしょうか。でも、「はなす」を変換してみると「話す・放す・離す」が出てきます。せっかくなので、「話す」の反対「きく」も同じように考えてみましょう。パツと出てくるのは「聞く」かもしれませんが、「聞く・聴く・利く・効く・訊く」などがあり、他にもたくさん出てきます。こういった同音異義語は興味深いですが、そう感じるきっかけになった1つは「話す(talk)ことは放す(release)こと」というある講演で聞いたことでした。詳細は覚えていませんが、簡単に言えば話すことによって自分の中に溜まっているいろいろな気持ちを手放すことができるということだったと思います。

私たち「せたホツと」は相談を受けている側なので、子どもたちのお話を様々な「きく」を使って受け取ります。勢いよくお話をする子もいれば、ポツポツとお話をする子、親御さんに連れられて来たものの何と言っているかわからなくて困っている子、訊くことで話しくそうにする子もいれば逆に話しやすそうな子もいますし、積極的に電話をしてくる子もいればこちらからかけることでお話をしてくれる子もいます。いろんな子どもがいるなど日々相談を受けていると感じるかわら、「話す」ことが当たり前のことではないということも感じます。

私はあるラジオ番組を聞いています。あるお店の店長さんとスタッフの方がリスナーさんからのお手紙を元におしゃべりをしている、そんな番組です。ある回のテーマが話したい時はどうしているのかでした。その中で、“何を話したいのかが具体的じゃないけれど、話を聞いて欲しいという気持ちになることがある。でもその気持ちに気づくのは話せてうれしかったと後から感じることでなんだ”というお話や“ほんとに聞いてほしい話があるが何か自分でもわからないけど、聞いてほしいという時がある。その時にはそのものを話すというよりは雑談だったりたわいもない会話をしている”ということをお二人がお話されていました。「せたホツと」に寄せられるお話を聞いていても同じように感じる場合があります。もちろん、困っていることやいやだったことをストレートにお話される子もありますが、その周辺のことをお話していく中で「自分はこう思っていたんだ」や、「これがいやだったんだ」に気づく子もいます。また、前者のようにストレートにお話をする子の中には、話をしているうちに「こうだと思っていたけど、本当はこっちだったんだ」となる子もいます。言葉や行動に出てくるものだけがすべてじゃない、そこに繋がる体験は何だったのか、どういう感情になっていたのか、そういうところまで思いを馳せる大切さを感じさせられるとともに、「はなす」のは難しいのだと感じたところです。

ネガティブな気持ちを「放す」には「話す」ことも1つの手段ですが、この「はなす」が難しい。例えば、ラジオ番組の話のように何を話しているかわからない、それに気づいていないなどの難しさがあるのではないのでしょうか。ほかにも、そもそも話すこと自体が大変なことであることや気持ちを話すということにはエネルギーを使うこと、そうやって勇気を出したとしても理解してもらえないかわからないという不安と戦わないといけないこと、話そうと思った時に安心して話せる相手が見つからないこと、相手から尋ねられたり言語化されたりすることで話せるようになることなどなど、「はなす」には十人十色その時々難しさがあるのだと思います。そして、これは子どもたちだけではなく、保護者の方にも同じことが言えるのではないのでしょうか。「きく」ことも簡単なようでいて奥深いものだと思いますが、同時に「はなす」ことも簡単なようで難しいものなのだろうと思います。だからこそ、これからも一人ひとり1回1回のやり取りにしんしに向き合い、大切にしていきたいと思っています。

寄り添い方を考える

相談・調査専門員

私たち相談・調査専門員（以下、専門員）は、初回相談ではまず勇気を持って相談してくれたことへの感謝を伝えることから始めます。そして子どもたちの心にどのように寄り添えるかを考えていきます。

はがき相談やメール相談では、なるべく言葉のキャッチボールが続くように、わかりやすい質問かどうか、文章は長すぎないかなどを複数の専門員で検討し返信します。その中では、子どもが返事を受け取った時の喜びや、自分の気持ちが「せたホッと」に伝わった安心感に繋がるよう丁寧な寄り添い方を考えます。

いろいろな相談方法がある中で、子どもとのやりとりが、何回か続くと担当制になり、よりその子に合った個別の寄り添い方に変わっていく場合もあります。

例えば、いつもは子どもからの相談電話を受けていますが、「自分はいつも一人ぼっちだから、寂しい」という気持ちを伝えてくれた時には、「せたホッと」から電話をかけることを提案し、相談方法を少し変えてみました。すると、毎回の「せたホッと」からの電話に「いつもありがとう。嬉しい」という言葉が返ってくるようになり、次は「会って話したい」という、より身近な相談に変化していきました。

そして、訪問面接・来所面接では、相談することにリラックスが必要と考えた場合には、公園を散歩しながら相談を受けたり、学校の休み時間を利用して定期的に会いに行ったりすることもあります。言葉だけでなく、一緒に絵を描いたり、何かを作ったりしながら、子どもに今の気持ちを表現してもらいました。単に悩みを話すだけでなく、一緒に作る楽しさや、成功する達成感も同時に感じてもらえるように関わることもあります。

また、いじめに関する相談で来所する子どもは、心身ともに疲弊していることが多いため、面接が終わった後に少しでも嫌な気持ちやつらい気持ちから解放されるよう、遊びに誘うこともあります。卓球やオセロ、カードゲームなどで楽しむ時間を作ってから、帰宅してもらうように促すことも多くあります。

他には、悩みが多いもののそれを相談する時間がなく、誰にも相談できないことで気持ちが溢れてしまい自分を追い詰めてしまう子どももいます。そんな時には、電話、メール、来所面接、子どもの自宅や学校近くの公共施設を利用した訪問面接など、臨機応変に相談方法を変えることで、子どもの隙間時間でも相談ができるように考えます。

「せたホッと」は子どもの権利を擁護し、権利侵害からの救済を図る事を目的に活動していますが、どのような相談でも、子ども一人ひとりに合った寄り添い方を考えるところから始まるように思います。これは時に傾聴や共感という言葉に留まらず、必要があれば相談を待つだけではなく、こちらから出向き、一緒に遊んだり、汗をかくこともします。

一見、相談に見えないこともあるかもしれません。しかし、私たち専門員は、「せたホッと」ができる関わり方や寄り添い方をたくさん考え、模索していくことでこれまで想定していなかった問題解決への糸口を見つけられることもありました。寄り添い方は子どもの数だけあると感じながら、子どもたちの笑顔に出会えた時には、子どもに寄り添う大切さを改めて実感しています。

ある時、子どもに「「せたホッと」は、あなたにとってどんなところかな？」と尋ねた事があります。子どもは、ちょっと考えてから「とまり木かな？」と答えてくれました。子どもたちが、嫌な思いをしたり、傷ついてしまったり、悲しみや寂しさがある時など、ちょっとひと休みできたり、安心できるまでゆっくりと休むことができる場所。子どもたちがもう大丈夫と思えたら、また飛び立てる。そんな休憩場所でもあり、居場所にもなれるところ。そして、何回でも相談できる。困った時は必要で、困ってない時はお守りとして持っていられる。そんな「せたホッと」である事が、理想なのかもしれません。

「せたホッと」は、いつでも子どもに寄り添い伴走できる準備をしていきたいと思っています。

3 相談者からの声

私は高校三年生の夏に初めてせたホッとさんに電話にて家族のことを相談しました。

相談時間ギリギリであったのですが、私の不安な気持ちを汲み取って今から来ないかということで直接その日にお会いしました。

次の日に子ども家庭支援センターの方と、児童相談所の方がせたホッとに集まって来てくれました。

児童相談所の方が、一時保護所についてしっかり説明してくれたため、自分がどうするべきなのか考えることができました。

二日後に学校の先生である担任と教頭と学年主任と子ども家庭支援センターの方と児童相談所の人とで自分の事情を話す機会をくれました。

私は悩みが大きいほど、相談相手は多いほうがいいと思います。多くの人に相談して心配してくれたことが、私には心強かったです。私は学校のカウンセリングに通ったり、保健室の先生や担任、友達にも相談事を伝えていました。家族や友達や先生相手だと話づらい内容なら尚更せたホッとさんに相談してみることをお勧めします。



「せたホッと」から

相談することには不安がついて回ります。自分の思いと現実とを考える中で、誰しも揺らぐことがあると思います。その思いをだれかに伝え、一緒に考える味方を作ることは、その不安を和らげていく第一歩です。味方が多ければ多いほど、現実と向き合う力がわいてきたり、自分の中の「芯」が見えてきたりします。「せたホッと」は、その「芯」を一緒に見つけ、そして大切にしてもらえるように、話を聴かせてもらっています。また、子どもの中の「芯」を支えていくための味方の輪を広げていくこともできます。そうして、「芯」を自分も周りもが大切にしていくことで、最後まで自分で考え判断していくための力になり、自信になっていくのではないかなと思います。

誰かに相談したり頼ったりすることは弱さではなく、前に進むための力になるということを改めて気づかせてくれました。さまざまなところに相談をしていた中で、「せたホッと」もその相談場所の一つに選んでくれてありがとうございます。これからもさまざまなことで揺らぐことはあると思うけど、たくさんの人と相談しながら、自分の中に「芯」を大切にしていってください。



おわりに

前子どもサポート委員 太田由加里

多様な方針やガイドラインを子どものためにどのように実現していくのか

世田谷区では、「いじめ防止基本方針」や「不登校支援ガイドライン」、「区立中学校における部活動の方針」、「ICT 活用方針」など、さまざまな基本方針やガイドラインが用意されています。それらは、子どもの権利を守るために、いじめをどのように考えるか、部活動をどのように進めていくのかなどの基準が示されています。しかし、子どもたちからの相談では、ガイドラインにはこのように書いてあるのに実際は違うなどの声も寄せられます。例えば、部活動の方針と実際の活動は異なることもあり、その活動についていけない子どももいます。子どもの意見を尊重しよう、子どもは自分の意見を表明する権利があると言われていても、教員や学校に自分の希望を言えない子どももいます。他の友だちは頑張っているから自分だけが意見や希望を言うのはどうかな、自分が我慢すれば良いやなど、友だちや教員の立場を思いやって、自分の気持ちにふたをしたり、部活動を辞めていくこともあります。「せたホッと」は、そんな子どもたちの気持ちを学校側に代弁するために動きますが、それでもその希望が実現しないこともあります。退部した子どもたちの気持ちを聴きましたかと学校に尋ねても子どもたちの本音を把握している場合はほぼありません。

「せたホッと」として、どうすれば良かったのか、子どもたちの相談するときの懸命な顔を思い出し、部活を続けたい気持ちを代弁できなかった、そのふがいなさに落ち込むことも多いです。

ICT 活用にしても、その方針は示されているものの、それを実際に使う子どもや保護者はどう活用すればよいか、戸惑うこともあり、それに関する相談も寄せられます。教育上の新たなツールの活用に関しては、子どもたちの相談や要望を受けとめながら、子ども一人ひとりにとってどのような活用が望ましいのか、子どもや学校と話し合いをしながら共に歩みを進める姿勢を持ちたいです。相談に来てくれた子どもたちと方針やガイドラインを共有しながら、どう活用していくか、どう活用していきたいかの声を聴きながら進めていきたいです。

子どもの権利擁護委員（オンブズマン）の活動を振り返って

「せたホッと」にとっては、相談者からの相談はいつでもどこでも初めての経験であり、どれも同じ相談ということはありません。常に緊張と自覚を持ちながらの相談対応となります。また日本では子どもの権利擁護（オンブズワーク）の歴史は浅く、研修の機会も多くはないので、「せたホッと」の相談・調査専門員や擁護委員は、学ぶ機会を見つけては、常にスキルアップをはかっています。さらに、相談時の緊急かつ瞬時の対応は、どんな経験者にとっても多くの力を必要とするもので、短い時間でどのように判断するか、即断力が求められます。その後もその判断や動きが子どもにとってどうだったか、常に振り返りながら対応しています。

「せたホッと」では、毎週、一つひとつの相談について専門員や擁護委員が相互に報告をして、皆で現状と課題を共有し、今後の対応や方向性を話し合いながら確認しています。毎週の

スーパービジョンが相談に関わる者のスキルアップの場でもあります。しかし、自身の対応についての評価や十分な対応ができたか、反省点も多く、時に不安全感も伴います。

相談を受ける者の専門分野は多様で、法学、心理学、教育学、保育、社会福祉、精神保健福祉など幅広いです。毎回のスーパービジョンでは、多様な視点での議論もあり、他分野からの知見については学びも大きいです。加えて、学校や児童館、児童相談所、子ども家庭支援センター、教育委員会などに出向いて、お話を伺うことによる知見の蓄積にも努めています。

擁護委員活動に関するスキルアップはこれで充分ということではなく、常に、自身の子どもに対する考え方を自己覚知しながら、多角的な視点からの研鑽を継続していくことが求められます。

これからの課題

一つ目は、先述したように、「せたホッと」の相談スキルなどの向上に向け、活動を振り返りながらより良い擁護委員活動を行っていくことです。その一方で、相談などを通して抱く擁護委員としての不安全感や精神的疲労感を軽減するためのサポートは、これからの検討課題です。また、日本のオンブズワークの質の向上を目指すためには、新任の専門員や擁護委員を育成するための教育プログラムの作成が急務です。各自治体でどのような教育プログラムや指針を持っているのか、それらを共有して交流することで、オンブズワークの質を高めることが求められます。

二つ目は、先述したように相談は子どもたちの学校に関わる人が多いのですが、子どもたちは学校だけでなく、家庭で経済的な困窮に直面していたり、幼い兄弟姉妹の世話や家族の看病などを余儀なくされる場合もあります。長年、病院で暮らしている子どももいます。加えて、社会的養護のもとで暮らしている子どもたち、言い換えれば児童養護施設や母子生活支援施設、児童相談所の一時保護所で過ごしている子どもたちもいます。ハンディキャップのある子どもたちを対象とする保育園や特別支援学校で過ごしている子どもたちもいます。学校だけでなく、生活自体が厳しい状況に置かれている子どもたちもいますが、「せたホッと」はそんな子どもたちの相談を受けることは多くありません。声を上げることができていない子どもたちをアウトリーチ活動で見つけ、相談に繋げていく努力をすることもこれからの課題の一つです。

そのために、昨年度から始めている学校への「出張相談」やこれまでも実施してきた学校や児童館、区民まつりなどでの「せたホッと」の広報活動がより一層、必要になると思われます。

「せたホッと」を作り上げてきてくれた先輩たちの力を礎にして

「せたホッと」は平成25(2013)年から世田谷区で始まり、子どもの権利を守るための相談を続けてきました。これまでその歴史をつくってきてくれた多くの相談・調査専門員や擁護委員がいます。それらの方々は、今でも「せたホッと」メンバーとして現在の「せたホッと」を応援してくれています。その「チームせたホッと」メンバーは、時に励ましてくれたり、現委員たちの大きな力になってくれています。それらの先輩たちの努力を忘れずに、これからの「せたホッと」を築き上げていきたいです。

「せたホッと」を応援してくださっている皆様、これからもどうぞよろしくお願いします。

VI

参考資料

世田谷区子どもの権利条例

世田谷区子どもの権利条例施行規則

相談状況の集計推移

ホッとにきゅうさいFAX

世田谷区子どもの権利条例

平成13年12月10日条例第64号
改正

平成24年12月10日条例第82号
平成26年3月7日条例第14号
令和2年3月4日条例第11号
令和7年3月5日条例第68号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 子どもの権利(第4条―第9条)

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり(第10条―第4条)

第4章 基本となる政策(第15条―第24条)

第5章 子どもの権利擁護(第25条―第35条)

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など(第36条―第39条)

第7章 雑則(第40条)

附則

(子どもの意見表明)

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望をもちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心してできる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってほしいです。

子どもはきっとこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかりと受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろいろな不安をもっている子どもの味方になってくれるひとがいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

(区や大人の決意表明)

子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。

子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。

私たち区や大人は、子どもの思いを大切に受けとめ、子どもにとって一番よいことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。

子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ること、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。

私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである
子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、
子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域
づくりに努めます。

この条例は、日本国憲法、子どもの権利条約（平成
元年（1989年）11月20日に国際連合総会で採択さ
れた「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども
基本法の理念に基づき制定します。

私たち区や大人は、子どもが権利の主体として、一人ひ
とりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく
幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を
実現していきます。

第1章 総則 (条例制定の趣旨)

第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障さ
れる文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分
らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに
育つことができる社会をつくるための基本的な事柄
を定めるものです。

(言葉の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のこと
をいいます。

- (1) まだ18歳になっていないすべての人
- (2) この条例の趣旨を踏まえ、まだ18歳になってい
ないすべての人と同等の権利を認めることが適当であ
ると認められる人

2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであ
ったすべての人のことをいいます。

3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や
祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人
のことをいいます。

4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子
どもに関わる団体・子どもに関わる事業者」とは、区内
において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごした
りすることができる場所やこれらを支援する組織
団体・法人のことをいいます。

5 この条例において「区民・団体・事業者」とは、子ども

が地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で
活動する組織団体・法人のことをいいます。

6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育
委員会などの行政委員会も含めたすべての
執行機関のことをいいます。

(条例の目標)

第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

(1) 子どもが考える「一人ひとりが笑顔で自分らしくチ
ャレンジできるまち」をつくります。

(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の
主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利をもってい
ます。私たち区や大人は、子どもの思いや意見を受け
とめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを
考え、実現していきます。

(3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関
わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に
保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる
文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきま
す。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第4条 平成元年（1989年）11月20日に
国際連合総会で採択された「児童の権利に関する
条約」（以下「子どもの権利条約」といいます。）に定
める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定め
ます。これらの基盤となる権利は、年齢、発達、性別、L
GBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、
国籍、障害の有無など（以下「年齢など」といいま
す。）にかかわらず、すべての子どもに保障されなけ
ればなりません。また、これらの権利を実現するため
の政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮
しなければなりません。

(1) いかなる理由でも差別されない権利

(2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるとき
は、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる
権利

(3) 生きる権利と成長・発達する権利

(4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の

意見や思いを表明する権利

(自分らしくいられる権利)

第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 自分らしくいられ、個性が尊重される権利

(2) 公正に評価される権利

(豊かに過ごす権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 今も将来も豊かに生きることができる権利

(2) 自分のやりたいことを追求できる権利

(3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

(4) 自分が知りたい情報が得られる権利

(5) 心や身体が疲れた時に休息することができる権利

(社会から守られ、支援を受ける権利)

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 安全で安心して生きることができる権利

(2) 健康に暮らせる権利

(3) 生活環境と自然環境が守られる権利

(自分で自分のことを決める権利)

第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 自分で選択して自由に自己決定できる権利

(2) 自分らしく学び、成長・発達できる権利

(3) 様々なことに挑戦して失敗できる権利

(意見を表明し、参加・参画する権利)

第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1) 意見や思いは様々な方法で表すことができる権利

(2) 対話をして協働する権利

(3) 地域に参画する権利

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

(保護者の役割など)

第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。

2 保護者は、子どものために思い、良かれと思ってすることが、子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていたりしないかを、子どもの意見や思いを聴きながら、子どもとともに考えます。

3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。

(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務)

第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。

2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。

3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。

(区民・団体・事業者の役割)

第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。

2 事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。

(区の責務)

第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。

2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者、区民・団体・事業者と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。

(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり)

第14条 区や子どもを含むすべての区民は、地域の中で支える子どもにやさしいまちの実現に向けて、誰もががっとなり、助け合いながら、自発的な活動が継続できるよう必要な取組を行います。

第4章 基本となる政策

(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や思いの尊重)

第15条 区は、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や思いを受けとめ、対話しながら、子どもとともに子どもの権利を実現します。

2 区は、子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができる会議を実施するとともに、会議以外の意見表明の場も確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画することができる仕組みづくりに努めていきます。

3 区は、様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの思いを受けとめ、子どもの意見を尊重するよう努めていきます。

4 区は、子どもの意見や思いを大切に受けとめて、その意見や思いの実現などについて検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 区は、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。

2 区は、子どもが居心地よく安心して過ごすことができることに加え、子どもとの対話を重ねながら、次の複数の要素を取り入れた子どもの居場所を実現する

よう努めていきます。

(1) 子どもの権利の視点から、自由があり自分らしくいられること。

(2) 場の一員である実感がもて、意思を伝えようと思え、伝えたい意見が受けとめられたと感じられること。

(3) 自分のことを自分で決められること。

3 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育つことができ、安心して過ごすことができる居心地のよい環境の整備に努めていきます。

(虐待の予防など)

第17条 誰でもあっても、子どもを虐待してはなりません。

2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭にたいして適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。

(いじめや差別の予防など)

第18条 誰でもあっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。

2 区は、いじめや差別を予防するため、すべての区民に必要な理解が広まるための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に努めていくとともに、いじめや差別があったときに、速やかに解決するため、保護者やがっこう、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者などと連絡を取り、協力するなど必要な仕組みを作るよう努めていきます。

(ひんこん たいさく （貧困などの対策）)

第19条 誰であつても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。

2 区は、貧困などの防止と解消に向けて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないように、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。

(けんこう かんきょう （健康と環境づくり）)

第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。

(こ けんりがくしゅう しえん （子どもの権利学習の支援）)

第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。

2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。

(こ そだ しえん けいせい （子育て支援ネットワークの形成）)

第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともにささあひとりの権利が保障される地ちきすいしん地域づくりを推進していきます。

2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。

(ひとざいいくせい （人材育成）)

第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。

2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。

(ふきゅうけいはつ （普及啓発）)

第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。

2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。

3 区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。

4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、「世田谷区子どもの権利の日」として定めます。

第5章 こ けんりようご 子どもの権利擁護

(せたがやくこ けんりようごいいん せっち （世田谷区子どもの権利擁護委員の設置）)

第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を速やかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会が附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

2 擁護委員は、5人以内とします。

3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。

4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができます。

5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。

(ようごいいん しごと （擁護委員の仕事）)

第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

(6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの

支援^{しえん}をすること。

(7)活動^{かつどう}の報告^{ほうこく}をし、その内容^{ないよう}を公表^{こうひょう}すること。

(8)子ども^この権利^{けんり}の擁護^{ようご}についての必要^{ひつよう}な理解^{りかい}を広め

ること。

(擁護委員^{ようごいいん}の務めなど)

第27条 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}を擁護^{ようご}し、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くため、区長^{くちょう}、教育委員会^{きょういくいいんかい}、保護者^{ほごしゃ}、区民^{くみん}、事業者^{じぎょうしゃ}など(以下「関係機関^{かんけいきかん}など」といいます。))と連絡^{れんらく}をとり、協力^{きょうりよく}しながら、公正かつ中立^{ちゅうりつ}に仕事^{しごと}をしなければなりません。

2 擁護委員^{ようごいいん}は、その地位^{ちい}を政党^{せいとう}や政治的^{せいじてきもくてき}目的^{もくてき}のために利用^{りよう}してはなりません。

3 擁護委員^{ようごいいん}は、仕事^{しごと}をする上で知^しった他人^{たにん}の秘密^{ひみつ}を漏^もらしてはなりません。擁護委員^{ようごいいん}を辞めた後^{あと}も同様^{どうよう}とします。

(擁護委員^{ようごいいん}への協力^{きょうりよく}など)

第28条 区^くは、擁護委員^{ようごいいん}の設置^{せいち}の目的^{もくてき}を踏まえ、その仕事^{しごと}に協力^{きょうりよく}しなければなりません。

2 保護者^{ほごしゃ}、区民^{くみん}、事業者^{じぎょうしゃ}などは、擁護委員^{ようごいいん}の仕事^{しごと}に協力^{きょうりよく}するよう努^{つと}めなければなりません。

3 区^くは、附属機関^{ふぞくきかん}としての役割^{やくわり}を担^{にな}い活動^{かつどう}する擁護委員^{ようごいいん}の独立性^{どくりつせい}を尊重^{そんちょう}しなければなりません。

(相談^{そうだん}と申立^{もうした})

第29条 次に定める者^{もの}は、擁護委員^{ようごいいん}に、自分の権利^{けんり}への侵害^{しんがい}について相談^{そうだん}することやその侵害^{しんがい}を取り除くための申立^{もうした}をすることができます。また、誰^{だれ}であっても、擁護委員^{ようごいいん}に、次に定める者^{もの}の権利^{けんり}の侵害^{しんがい}について相談^{そうだん}することやその侵害^{しんがい}を取り除くための申立^{もうした}をすることができます。

(1)区内^{くない}に住所^{じゅうしょ}を有^{ゆう}する子ども^こ

(2)区内^{くない}にある事業所^{じぎょうしょ}で働^{はたら}いている子ども^こ

(3)区内^{くない}にある学校^{がっこう}、児童福祉施設^{じどうふくしせつ}などに、通学^{つうがく}、通所^{つうしよ}や入所^{にゅうしよ}している子ども^こ

(4)子ども^こに準^{じゆん}ずる者^{もの}として規則^{きそく}で定める者^{さだ}

(調査^{ちようさ}と調整^{ちようせい})

第30条 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くための申立^{もうした}に基づき、また、必要^{ひつよう}に応じて、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}についての調査^{ちようさ}をするものとします。ただ

し、擁護委員^{ようごいいん}が特別^{とくべつ}の事情^{じじょう}があると認めるときを除き、規則^{きそく}で定める場合^{ばあい}においては、調査^{ちようさ}をしないことができます。

2 擁護委員^{ようごいいん}は、関係機関^{かんけいきかん}などに対し調査^{たい}のために必要^{ひつよう}な書類^{しよるい}を提出^{ていしゅつ}するよう求めることや、その職員^{しよくいん}などに対し調査^{たい}のために質問^{しつもん}することができるものとします。

3 擁護委員^{ようごいいん}は、調査^{ちようさ}の結果^{けつか}、必要^{ひつよう}と認めるときは、子ども^こも関係機関^{かんけいきかん}などとの仲介^{ちゅうかい}をするなど、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くための調整^{ちようせい}をすることができます。

(要請^{ようせい}と意見^{いけん}など)

第31条 擁護委員^{ようごいいん}は、調査^{たい}や調整^{ちようせい}の結果^{けつか}、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くため必要^{ひつよう}と認めるときは、関係機関^{かんけいきかん}などに対してそのための要請^{ようせい}をすることができます。

2 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を防ぐため必要^{ふせ}と認めるときは、関係機関^{かんけいきかん}などに対してそのための意見^{いけん}を述べるすることができます。

3 要請^{ようせい}や意見^{いけん}を受けた区長^{くちょう}や教育委員会^{きょういくいいんかい}は、その要請^{ようせい}や意見^{いけん}を尊重^{そんちょう}し、適切^{てきせつ}に対応^{たいおう}しなければなりません。

4 要請^{ようせい}や意見^{いけん}を受けた区長^{くちょう}と教育委員会^{きょういくいいんかい}以外の関係機関^{かんけいきかん}などは、その要請^{ようせい}や意見^{いけん}を尊重^{そんちょう}し、対応^{たいおう}に努^{つと}めなければなりません。

5 擁護委員^{ようごいいん}は、区長^{くちょう}や教育委員会^{きょういくいいんかい}に対して要請^{たい}をしたときや意見^{いけん}を述べたときは、その対応^{たいおう}についての報告^{ほうこく}を求めることができます。

6 擁護委員^{ようごいいん}は、必要^{ひつよう}と認めるときは、要請^{ようせい}、意見^{いけん}、対応^{たいおう}についての報告^{ほうこく}の内容^{ないよう}を公表^{こうひょう}することができます。この場合^{ばあい}においては、個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}について十分に配慮^{はいりよ}しなければなりません。

7 擁護委員^{ようごいいん}は、その協議^{きぎぎ}により要請^{ようせい}をし、意見^{いけん}を述べ、また、この要請^{ようせい}や意見^{いけん}の内容^{ないよう}を公表^{こうひょう}するものとします。

(見守り^{みまも}などの支援^{しえん})

第32条 擁護委員^{ようごいいん}は、子ども^この権利^{けんり}の侵害^{しんがい}を取り除くための要請^{ようせい}などをした後^{あと}も、必要^{ひつよう}に応じて、関係機関^{かんけいきかん}などと協力^{きょうりよく}しながら、その子ども^この見守り^{みまも}などの支援^{しえん}

をすることができます。

(活動の報告と公表)

第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務)

第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。

(相談・調査専門員)

第35条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。

2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。

3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。

4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証など

(推進計画)

第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を作ります。

2 区長は、推進計画を作るときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

3 区長は、推進計画を作ったときは、速やかに公表します。

(推進体制)

第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。

(国、東京都などとの協力)

第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(評価検証など)

第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備します。

2 区長は、評価検証などに当たっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。

第7章 雑則

(委任)

第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

附則(平成24年12月10日条例第82号抄)

1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定(第19条から第23条までに係る部分に限ります。)は、規則で定める日から施行します。(平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行)

附則(平成26年3月7日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行します。

附則(令和2年3月4日条例第11号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

附則(令和7年3月5日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

(世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正)

2 世田谷区地域保健福祉推進条例(平成8年3月世田谷区条例第7号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第19条」を「第29条」に改める。

世田谷区子どもの権利条例施行規則

世田谷区子どもの権利条例施行規則

平成25年3月29日規則第46号

改正 平成28年1月29日規則第14号

令和2年12月8日規則第129号

令和7年3月5日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員（条例第25条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て（条例第29条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。）は、擁護委員に申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

(子どもに準ずる者)

第5条 条例第29条第4号の子どもに準ずる者として規則で定める者は、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所している者

(3) 前2号に掲げるもののほか、世田谷区児童相談所による措置を受けている者

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決を経て確定している場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、又はその他の理由により調査（条例第30条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。）をすることが適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第30条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

一部改正〔平成28年規則14号〕

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書（第4号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報保護に十分に配慮しなければならない。（調査の実施）

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機

関等（条例第27条に規定する関係機関などを用いる。以下同じ。）に調査実施通知書（第5号様式）により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

- 2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

（調査の中止）

- 第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者（以下「同意者」という。）又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（第6号様式）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

- 第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（第7号様式）によりその結果を通知するものとする。

（要請及び意見）

- 第11条 擁護委員は、要請（条例第31条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。）をし、又は意見（同条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。）を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書（第8号様式）により行うものとする。

- 2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

（対応についての報告）

- 第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条例第31条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応

内容通知書（第9号様式）によりその内容を通知するものとする。

（公表）

- 第13条 条例第31条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第33条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

（身分証明書）

- 第14条 擁護委員及び相談・調査専門員（条例第35条第1項の相談・調査専門員をいう。）は、調査又は調整（条例第30条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。）をするときは、身分証明書（第10号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（擁護委員会議）

- 第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

- 2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

- 4 擁護委員会議は、非公開とする。

- 5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

（委任）

- 第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（平成24年12月世田谷区条例第82号）第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月8日規則第129号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされているこの規則による改正前の第4条第1項の規定によりされた申し立ては、この規則による改正後の第4条第1項の規定によりされた申し立てとみなす。

相談状況の集計推移(年度の記載がない表は全て令和6(2024)年度の集計です)

1. 初回の相談方法と件数(新規件数)

	年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	2	80 (65.6%)	35 (28.7%)	7 (5.7%)	-	0 (0.0%)	0 (0.0%)	122 (100.0%)
	3	83 (42.1%)	31 (15.7%)	5 (2.5%)	73 (37.1%)	3 (1.5%)	2 (1.0%)	197 (100.0%)
	4	81 (33.3%)	58 (23.9%)	1 (0.4%)	101 (41.6%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	243 (100.0%)
	5	58 (28.6%)	52 (25.6%)	1 (0.5%)	86 (42.4%)	6 (3.0%)	0 (0.0%)	203 (100.0%)
	6	76 (27.0%)	48 (17.1%)	30 (10.7%)	127 (45.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	281 (100.0%)
おとな	2	79 (91.9%)	6 (7.0%)	1 (1.2%)	-	0 (0.0%)	0 (0.0%)	86 (100.0%)
	3	86 (83.5%)	12 (11.7%)	4 (3.9%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	103 (100.0%)
	4	114 (91.9%)	7 (5.6%)	2 (1.6%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	124 (100.0%)
	5	81 (83.5%)	14 (14.4%)	1 (1.0%)	1 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	97 (100.0%)
	6	68 (84.0%)	10 (12.3%)	2 (2.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (1.2%)	81 (100.0%)
合計	2	159 (76.4%)	41 (19.7%)	8 (3.8%)	-	0 (0.0%)	0 (0.0%)	208 (100.0%)
	3	169 (56.3%)	43 (14.3%)	9 (3.0%)	74 (24.7%)	3 (1.0%)	2 (0.7%)	300 (100.0%)
	4	195 (53.1%)	65 (17.7%)	3 (0.8%)	102 (27.8%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	367 (100.0%)
	5	139 (46.3%)	66 (22.0%)	2 (0.7%)	87 (29.0%)	6 (2.0%)	0 (0.0%)	300 (100.0%)
	6	144 (39.8%)	58 (16.0%)	32 (8.8%)	127 (35.1%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	362 (100.0%)

(令和3(2021)年度より、はがき相談を開始)

2. 初回の相談者の内訳(新規件数)

年度	本人	母親	父親	祖父母	友達	きょうだい	関係機関(者)	その他	合計
2	119 (57.2%)	74 (35.6%)	5 (2.4%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	193 (64.3%)	84 (28.0%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	242 (65.9%)	108 (29.4%)	10 (2.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	367 (100.0%)
5	201 (67.0%)	79 (26.3%)	8 (2.7%)	2 (0.7%)	2 (0.7%)	0 (0.0%)	2 (0.7%)	6 (2.0%)	300 (100.0%)
6	279 (77.1%)	67 (18.5%)	6 (1.7%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	5 (1.4%)	362 (100.0%)

3. 相談対象となる子どもの所属(新規件数)

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
2	11 (5.3%)	108 (51.9%)	50 (24.0%)	39 (18.8%)	0 (0.0%)	208 (100.0%)
3	5 (1.7%)	197 (65.7%)	65 (21.7%)	32 (10.7%)	1 (0.3%)	300 (100.0%)
4	12 (3.3%)	245 (66.8%)	82 (22.3%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	367 (100.0%)
5	5 (1.7%)	200 (66.7%)	64 (21.3%)	27 (9.0%)	4 (1.3%)	300 (100.0%)
6	4 (1.1%)	277 (76.5%)	58 (16.0%)	20 (5.5%)	3 (0.8%)	362 (100.0%)

4.相談の内容(新規件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
2	23 (11.1%)	24 (11.5%)	10 (4.8%)	5 (2.4%)	3 (1.4%)	6 (2.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
3	45 (15.0%)	29 (9.7%)	23 (7.7%)	9 (3.0%)	4 (1.3%)	8 (2.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)
4	48 (13.1%)	64 (17.4%)	20 (5.4%)	11 (3.0%)	2 (0.5%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
5	49 (16.3%)	43 (14.3%)	16 (5.3%)	6 (2.0%)	5 (1.7%)	2 (0.7%)	1 (0.3%)	2 (0.7%)	4 (1.3%)	0 (0.0%)
6	61 (16.9%)	39 (10.8%)	20 (5.5%)	7 (1.9%)	1 (0.3%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
2	37 (17.8%)	30 (14.4%)	23 (11.1%)	10 (4.8%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	25 (12.0%)	2 (1.0%)	4 (1.9%)	208 (100.0%)
3	61 (20.3%)	31 (10.3%)	18 (6.0%)	9 (3.0%)	0 (0.0%)	9 (3.0%)	35 (11.7%)	3 (1.0%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
4	91 (24.8%)	43 (11.7%)	26 (7.1%)	2 (0.5%)	3 (0.8%)	10 (2.7%)	27 (7.4%)	1 (0.3%)	8 (2.2%)	367 (100.0%)
5	81 (27.0%)	29 (9.7%)	14 (4.7%)	5 (1.7%)	0 (0.0%)	5 (1.7%)	28 (9.3%)	2 (0.7%)	8 (2.7%)	300 (100.0%)
6	85 (23.5%)	25 (6.9%)	11 (3.0%)	13 (3.6%)	32 (8.8%)	11 (3.0%)	29 (8.0%)	2 (0.6%)	9 (2.5%)	362 (100.0%)

5.相談内容別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
2	10 (8.2%)	7 (5.7%)	9 (7.4%)	2 (1.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
3	22 (11.2%)	10 (5.1%)	16 (8.1%)	2 (1.0%)	3 (1.5%)	1 (0.5%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
4	21 (8.6%)	34 (14.0%)	19 (7.8%)	6 (2.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (1.6%)	0 (0.0%)
5	27 (13.3%)	17 (8.4%)	12 (5.9%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
6	40 (14.2%)	22 (7.8%)	12 (4.3%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	5 (1.8%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	3 (1.1%)	0 (0.0%)
年度	対人関係の悩み	家族・家庭の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
2	29 (23.8%)	27 (22.1%)	0 (0.0%)	7 (5.7%)	1 (0.8%)	2 (1.6%)	23 (18.9%)	2 (1.6%)	3 (2.5%)	122 (100.0%)
3	57 (28.9%)	29 (14.7%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	0 (0.0%)	7 (3.6%)	33 (16.8%)	3 (1.5%)	5 (2.5%)	197 (100.0%)
4	79 (32.5%)	37 (15.2%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	9 (3.7%)	24 (9.9%)	1 (0.4%)	3 (1.2%)	243 (100.0%)
5	75 (36.9%)	26 (12.8%)	0 (0.0%)	3 (1.5%)	0 (0.0%)	5 (2.5%)	25 (12.3%)	2 (1.0%)	5 (2.5%)	203 (100.0%)
6	84 (29.9%)	24 (8.5%)	0 (0.0%)	9 (3.2%)	32 (11.4%)	10 (3.6%)	28 (10.0%)	2 (0.7%)	5 (1.8%)	281 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数79件を加えた441件に対しての回数

6.子どもの性別(新規件数)

年度	男	女	不明	合計
2	107 (51.4%)	91 (43.8%)	10 (4.8%)	208 (100.0%)
3	110 (36.7%)	173 (57.7%)	17 (5.7%)	300 (100.0%)
4	131 (35.7%)	210 (57.2%)	26 (7.1%)	367 (100.0%)
5	99 (33.0%)	179 (59.7%)	22 (7.3%)	300 (100.0%)
6	119 (32.9%)	210 (58.0%)	33 (9.1%)	362 (100.0%)

7.子どもの性別(新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数)

年度	男	女	不明	合計
2	44 (36.0%)	74 (60.7%)	4 (3.3%)	122 (100.0%)
3	54 (27.4%)	130 (66.0%)	13 (6.6%)	197 (100.0%)
4	65 (26.7%)	162 (66.7%)	16 (6.6%)	243 (100.0%)
5	51 (25.1%)	138 (68.0%)	14 (6.9%)	203 (100.0%)
6	78 (27.8%)	177 (63.0%)	26 (9.3%)	281 (100.0%)

8.相談者からの相談方法(延べ相談回数) ※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	291 (22.2%)	244 (18.6%)	70 (5.3%)	230 (17.5%)	25 (1.9%)	0 (0.0%)	860 (65.6%)
おとな	308 (23.5%)	86 (6.6%)	55 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.2%)	451 (34.4%)
合計	599 (45.7%)	330 (25.2%)	125 (9.5%)	230 (17.5%)	25 (1.9%)	2 (0.2%)	1,311(100.0%)

9.「せたホッと」から相談者への対応方法(延べ対応回数)※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	200 (17.5%)	317 (27.7%)	91 (7.9%)	0 (0.0%)	182 (15.9%)	0 (0.0%)	790 (68.9%)
おとな	258 (22.5%)	89 (7.8%)	9 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	356 (31.1%)
合計	458 (40.0%)	406 (35.4%)	100 (8.7%)	0 (0.0%)	182 (15.9%)	0 (0.0%)	1,146(100.0%)

10.サポート委員・専門員の総活動回数(方法別)※

(上記8 + 9 + 関係機関との活動回数)

年度	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
2	840 (52.5%)	596 (37.3%)	158 (9.9%)	—	5 (0.3%)	0 (0.0%)	1,599 (100.0%)
3	1,092 (48.5%)	620 (27.5%)	324 (14.4%)	100 (4.4%)	102 (4.5%)	15 (0.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,410 (50.6%)	744 (26.7%)	313 (11.2%)	150 (5.4%)	146 (5.2%)	24 (0.9%)	2,787 (100.0%)
5	1,527 (47.6%)	1,030 (32.1%)	346 (10.8%)	123 (3.8%)	184 (5.7%)	1 (0.0%)	3,211 (100.0%)
6	1,738 (53.6%)	760 (23.4%)	300 (9.3%)	230 (7.1%)	212 (6.5%)	2 (0.1%)	3,242 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数79件を加えた441件に対しての回数

11. サポート委員・専門員の総活動回数(対応先別)※

年度	子ども	おとな	関係機関(者)	合計
2	774 (48.4%)	515 (32.2%)	310 (19.4%)	1,599 (100.0%)
3	880 (39.1%)	975 (43.3%)	398 (17.7%)	2,253 (100.0%)
4	1,165 (41.8%)	1,133 (40.7%)	489 (17.5%)	2,787 (100.0%)
5	1,390 (43.3%)	1,218 (37.9%)	603 (18.8%)	3,211 (100.0%)
6	1,650 (50.9%)	807 (24.9%)	785 (24.2%)	3,242 (100.0%)

12. 新規件数と総活動回数の月別推移

月	新規件数	総活動回数
4	16 (4.4%)	181 (5.6%)
5	14 (3.9%)	220 (6.8%)
6	34 (9.4%)	219 (6.8%)
7	30 (8.3%)	222 (6.8%)
8	8 (2.2%)	173 (5.3%)
9	21 (5.8%)	248 (7.6%)
10	18 (5.0%)	164 (5.1%)
11	100 (27.6%)	448 (13.8%)
12	39 (10.8%)	385 (11.9%)
1	13 (3.6%)	250 (7.7%)
2	46 (12.7%)	326 (10.1%)
3	23 (6.3%)	406 (12.5%)
合計	362 (100.0%)	3,242 (100.0%)

13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関(者)	学校	その他	合計
電話	75 (20.7%)	57 (15.7%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	144 (39.8%)
メール	48 (13.3%)	7 (1.9%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	58 (16.0%)
面接	30 (8.3%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	32 (8.8%)
はがき	127 (35.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	127 (35.1%)
手紙	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
合計	280 (77.3%)	67 (18.5%)	6 (1.7%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	362 (100.0%)

14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	はがき	手紙	FAX	合計
子ども	491 (15.1%)	561 (17.3%)	161 (5.0%)	230 (7.1%)	207 (6.4%)	0 (0.0%)	1,650 (50.9%)
おとな	566 (17.5%)	175 (5.4%)	64 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	807 (24.9%)
関係機関(者)	681 (21.0%)	24 (0.7%)	75 (2.3%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	0 (0.0%)	785 (24.2%)
合計	1,738 (53.6%)	760 (23.4%)	300 (9.3%)	230 (7.1%)	212 (6.5%)	2 (0.1%)	3,242 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数 79 件を加えた 441 件に対しての回数

15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以 上 2時間未満	2時間以上	メール・FAX	はがき・手紙	合計
電話 (相談者から)	211 (6.5%)	220 (6.8%)	115 (3.5%)	37 (1.1%)	6 (0.2%)	10 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	599 (18.5%)
電話 (せたホッとから)	349 (10.8%)	67 (2.1%)	32 (1.0%)	7 (0.2%)	3 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	458 (14.1%)
電話 (関係機関 者)	576 (17.8%)	94 (2.9%)	11 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	681 (21.0%)
メール (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	330 (10.2%)	0 (0.0%)	330 (10.2%)
メール (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	406 (12.5%)	0 (0.0%)	406 (12.5%)
メール (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	24 (0.7%)	0 (0.0%)	24 (0.7%)
面接 (事務所)	3 (0.1%)	2 (0.1%)	34 (1.0%)	57 (1.8%)	19 (0.6%)	10 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	125 (3.9%)
訪問 (学校)	29 (0.9%)	21 (0.6%)	2 (0.1%)	9 (0.3%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	62 (1.9%)
訪問 (その他)	0 (0.0%)	3 (0.1%)	6 (0.2%)	18 (0.6%)	9 (0.3%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	38 (1.2%)
訪問 (関係機関 者)	26 (0.8%)	13 (0.4%)	16 (0.5%)	13 (0.4%)	6 (0.2%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	75 (2.3%)
手紙 (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	255 (7.9%)	255 (7.9%)
手紙 (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	182 (5.7%)	182 (5.7%)
手紙 (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.2%)	5 (0.2%)
FAX (相談者から)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)
FAX (せたホッとから)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
FAX (関係機関 者)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	1,194 (36.8%)	420 (13.0%)	216 (6.7%)	141 (4.3%)	44 (1.4%)	23 (0.7%)	762 (23.5%)	442 (13.6%)	3,242 (100.0%)

16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計(新規件数)

	いじめ	学校・教職 員等の対応	虐待	不登校	行政の対 応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	16 (4.4%)	15 (4.1%)	4 (1.1%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)
2～9回	30 (8.3%)	19 (5.2%)	8 (2.2%)	4 (1.1%)	0 (0.0%)	6 (1.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
10回以上	15 (4.1%)	5 (1.4%)	8 (2.2%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)
合計	61 (16.9%)	39 (10.8%)	20 (5.5%)	7 (1.9%)	1 (0.3%)	9 (2.5%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)
	対人関係 の悩み	家庭・家 族の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	総計
1回のみ	14 (3.9%)	9 (2.5%)	5 (1.4%)	2 (0.6%)	30 (8.3%)	2 (0.6%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	111 (30.7%)
2～9回	65 (18.0%)	15 (4.1%)	6 (1.7%)	10 (2.8%)	2 (0.6%)	8 (2.2%)	19 (5.2%)	1 (0.3%)	4 (1.1%)	200 (55.2%)
10回以上	6 (1.7%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	51 (14.1%)
合計	85 (23.5%)	25 (6.9%)	11 (3.0%)	13 (3.6%)	32 (8.8%)	11 (3.0%)	29 (8.0%)	2 (0.6%)	9 (2.5%)	362 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数 79 件を加えた 441 件に対する回数

17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	29	(8.0%)
火曜日	28	(7.7%)
水曜日	27	(7.5%)
木曜日	44	(12.2%)
金曜日	30	(8.3%)
土曜日	18	(5.0%)
メール・手紙等	186	(51.4%)
合計	362	(100.0%)

18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	1	(0.3%)
11時台	3	(0.8%)
12時台	1	(0.3%)
13時台	36	(9.9%)
14時台	23	(6.4%)
15時台	37	(10.2%)
16時台	19	(5.2%)
17時台	23	(6.4%)
18時台	19	(5.2%)
19時台	14	(3.9%)
メール・手紙等	186	(51.4%)
合計	362	(100.0%)

19. 総活動回数(男女別) ※

男	1,677	(51.7%)
女	1,418	(43.7%)
不明	147	(4.5%)
合計	3,242	(100.0%)

20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設(入 所・通所)	児童館・ 新BOP	その他	合計
いじめ	54 (14.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	4 (1.1%)	61 (16.9%)
学校・教職 員等の対応	38 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (10.8%)
虐待	0 (0.0%)	20 (5.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	20 (5.5%)
不登校	7 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.9%)
行政の対応	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
非行・問題 行動	8 (2.2%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (2.5%)
体罰	2 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)
差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
セクハラ	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	5 (1.4%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の 悩み	72 (19.9%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	9 (2.5%)	85 (23.5%)
家庭・家族の 悩み	0 (0.0%)	24 (6.6%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	25 (6.9%)
子育ての悩み	5 (1.4%)	5 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (3.0%)
学校の悩み	13 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (3.6%)
話し相手	29 (8.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	32 (8.8%)
学習・進路の 悩み	5 (1.4%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (3.0%)
心身の悩み	11 (3.0%)	14 (3.9%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	29 (8.0%)
性の悩み	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)
その他	2 (0.6%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (2.5%)
合計	249 (68.8%)	74 (20.4%)	9 (2.5%)	5 (1.4%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	3 (0.8%)	18 (5.0%)	362 (100.0%)

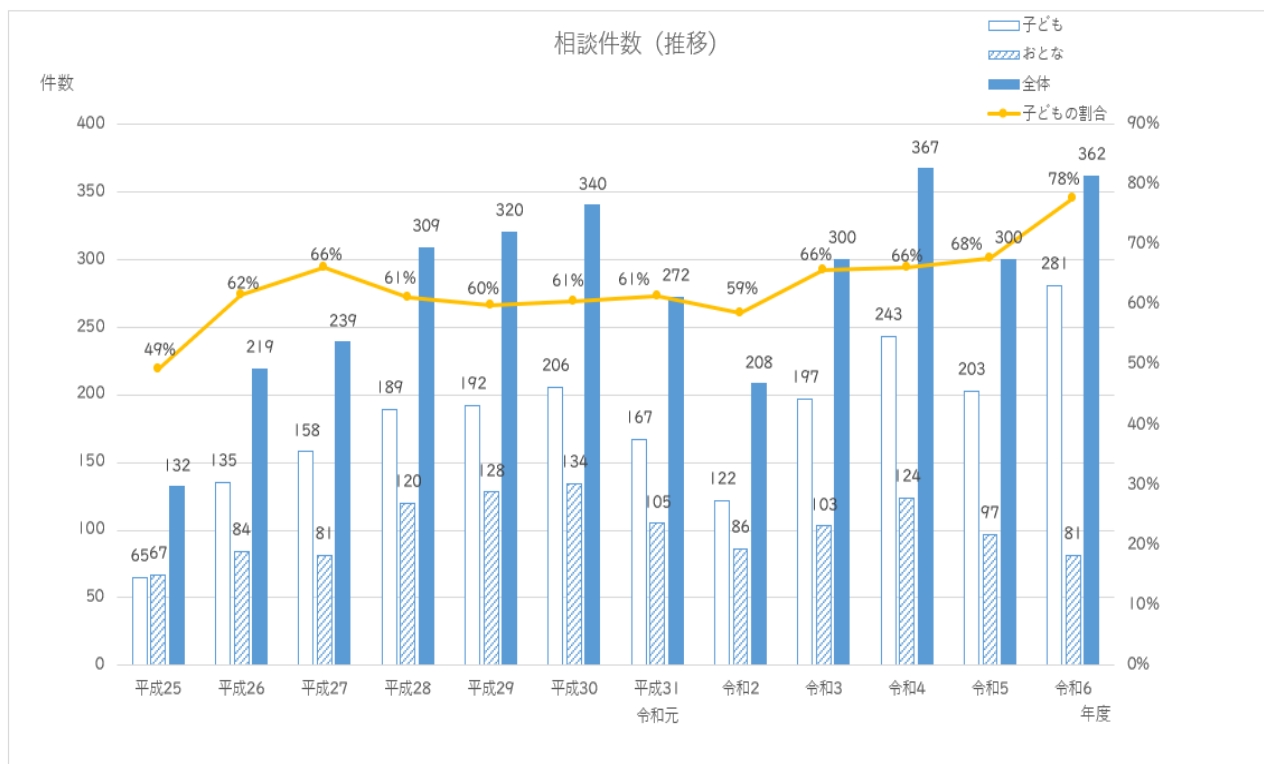
21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表(新規件数)

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	父母以外の親族	施設関係者	近所のおとな	先輩・後輩	行政職員	同居人	その他	不明	合計
いじめ	0 (0.0%)	59 (16.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	61 (16.9%)
学校・教職員等の対応	5 (1.4%)	0 (0.0%)	33 (9.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (10.8%)
虐待	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (1.9%)	10 (2.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)	20 (5.5%)
不登校	3 (0.8%)	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	7 (1.9%)
行政の対応	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
非行・問題行動	2 (0.6%)	7 (1.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (2.5%)
体罰	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.8%)
差別	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
セクハラ	0 (0.0%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	5 (1.4%)
学校事故	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
対人関係の悩み	46 (12.7%)	38 (10.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	85 (23.5%)
家庭・家族の悩み	14 (3.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	5 (1.4%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	25 (6.9%)
子育ての悩み	11 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (3.0%)
学校の悩み	10 (2.8%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	13 (3.6%)
話し相手	32 (8.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	32 (8.8%)
学習・進路の悩み	11 (3.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (3.0%)
心身の悩み	29 (8.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	29 (8.0%)
性の悩み	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)
その他	3 (0.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	9 (2.5%)
合計	168 (46.4%)	109 (30.1%)	39 (10.8%)	8 (2.2%)	15 (4.1%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	3 (0.8%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	0 (0.0%)	6 (1.7%)	9 (2.5%)	362 (100.0%)

22. サポート委員が対応した場合の相談内容(新規件数のうち)

いじめ	11	(26.2%)
学校・教職員等の対応	5	(11.9%)
虐待	11	(26.2%)
行政の対応	1	(2.4%)
非行・問題行動	2	(4.8%)
セクハラ	1	(2.4%)
子育ての悩み	1	(2.4%)
学校の悩み	2	(4.8%)
心身の悩み	4	(9.5%)
性の悩み	1	(2.4%)
その他	3	(7.1%)
合計	42	(100.0%)

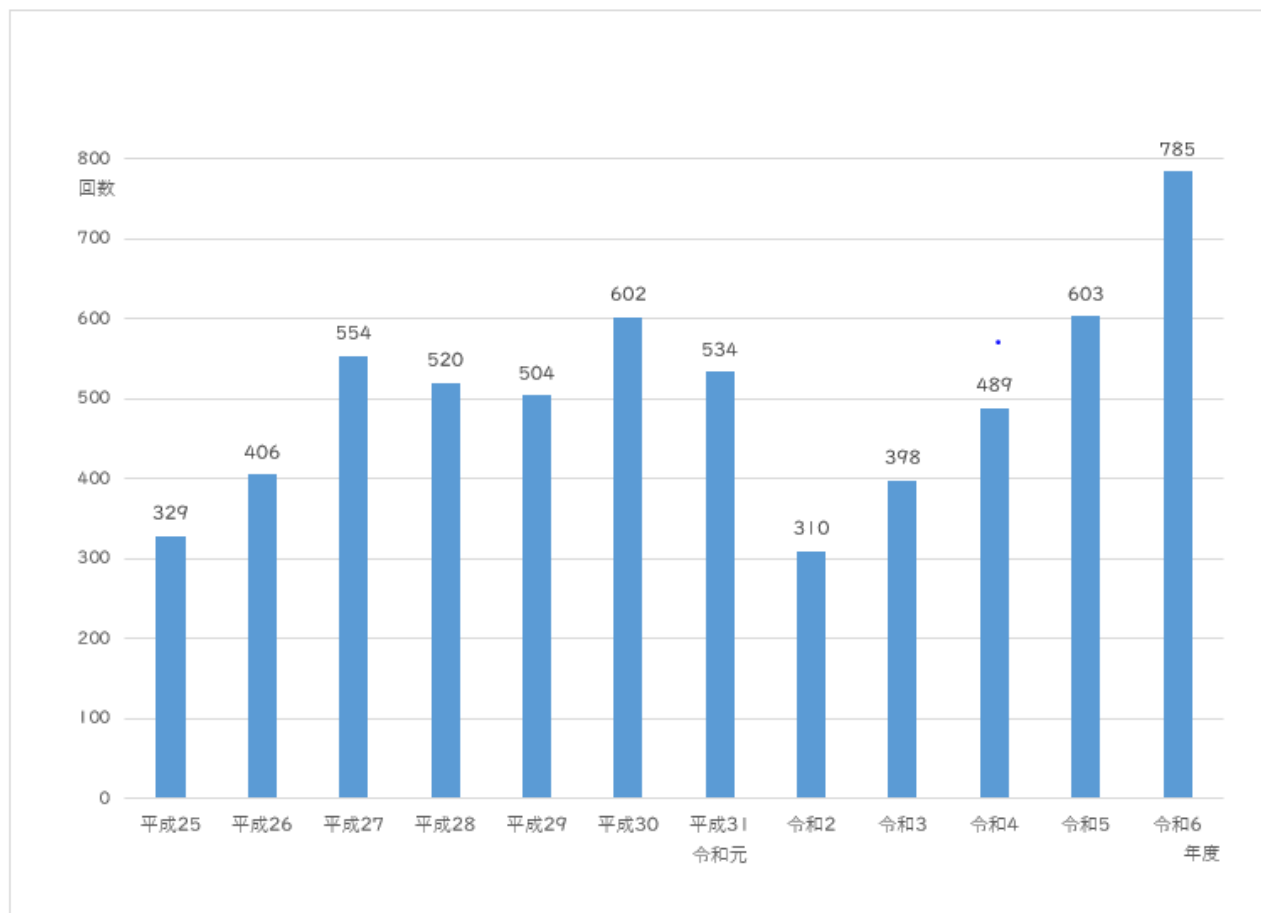
23. 開設年度から令和6年度までの相談件数の推移（新規件数）



24. 開設年度から令和6年度までの新規相談主訴（上位3件）

年度	1位	2位	3位
平成25	いじめ(28件)	学校・教職員等の対応、対人関係の悩み(21件)	
平成26	対人関係の悩み(50件)	いじめ(44件)	家庭・家族の悩み(26件)
平成27	対人関係の悩み(73件)	学校・教職員等の対応(36件)	いじめ(30件)
平成28	対人関係の悩み(65件)	いじめ(44件)	学校・教職員等の対応(41件)
平成29	対人関係の悩み(87件)	学校・教職員等の対応(45件)	いじめ(44件)
平成30	対人関係の悩み(83件)	いじめ(65件)	家庭・家族の悩み(38件)
平成31／令和元	対人関係の悩み(76件)	学校・教職員等の対応(39件)	いじめ(34件)
令和2	対人関係の悩み(37件)	家庭・家族の悩み(30件)	心身の悩み(25件)
令和3	対人関係の悩み(61件)	いじめ(45件)	心身の悩み(35件)
令和4	対人関係の悩み(91件)	学校・教職員等の対応(64件)	いじめ(48件)
令和5	対人関係の悩み(81件)	いじめ(49件)	学校・教職員等の対応(43件)
令和6	対人関係の悩み(85件)	いじめ(61件)	学校・教職員等の対応(39件)

25. 開設年度から令和6年度までの関係機関との連携活動回数



FAX 返信用 FAX 番号03(3439) 6777



おはなし
きかせてね

ホッとにきゅうさい FAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそうだん FAX)

年 月 日

そうだん ないよう つぎ
相談したい内容は、次のどれにあてはまりますか。ひとつえらんでください。

☐ いじめ ☐ たいばつ ☐ いじめ・体罰ではない学校のこと ☐ ぎゃくたい 虐待

☐ ぎゃくたい 虐待ではない家庭のこと ☐ しょくば 職場のこと ☐ ほか その他のこと

そうだん ないよう か
相談したい内容を書いてください

そうだん ひと おし
あなた(相談したい人)のことを教えてください

なまえ
★名前(またはニックネーム)

なまえ
名前: ふりがな:

へんじ
★せたホッとからの返事

☐ へんじ
FAX で返事がほしい

ばんごう
FAX番号

☐ へんじ
返事はらない

☐ でんわ あ はな
電話または会って話したい

でんわばんごう
電話番号

★ここからはしたは、よければ教えてください

でんわばんごう
電話番号

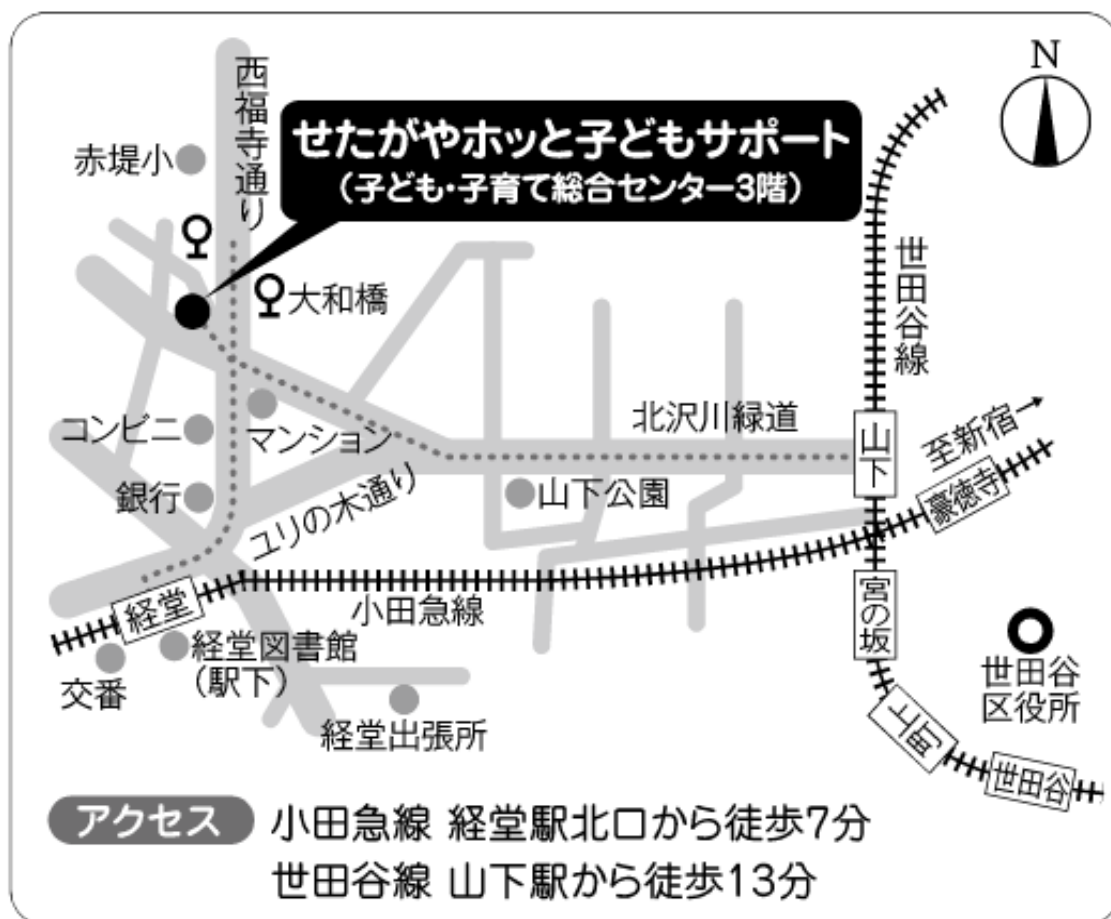
ねんれい
年齢

さい
歳

がっこうめい
学校名

じゅう しょ
住 所

せいべつ
性別



せたがやホッと子どもサポート 活動報告書〈令和6年度〉

令和 7 年 6 月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの権利擁護機関(せたがやホッと子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL／03-3439-8415(事務局) FAX／03-3439-6777

せたがやホッと子どもサポートホームページ

世田谷区せたがやホッと子どもサポート

で検索してください

ホッとにきゅうさい

相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)

★相談時間 月～金:午後1時～午後8時 土:午前10時～午後6時

(日曜、祝・休日、年末年始のぞく)